

成年後見制度利用促進の動向と 都道府県の役割

1 成年後見制度の現状

2 国の取組

- ・成年後見制度利用促進法及び基本計画
- ・中核機関の整備及び市町村計画策定の推進
- ・都道府県に期待される役割について
- ・制度の運用改善に向けた取組・検討状況

令和2年1月16日



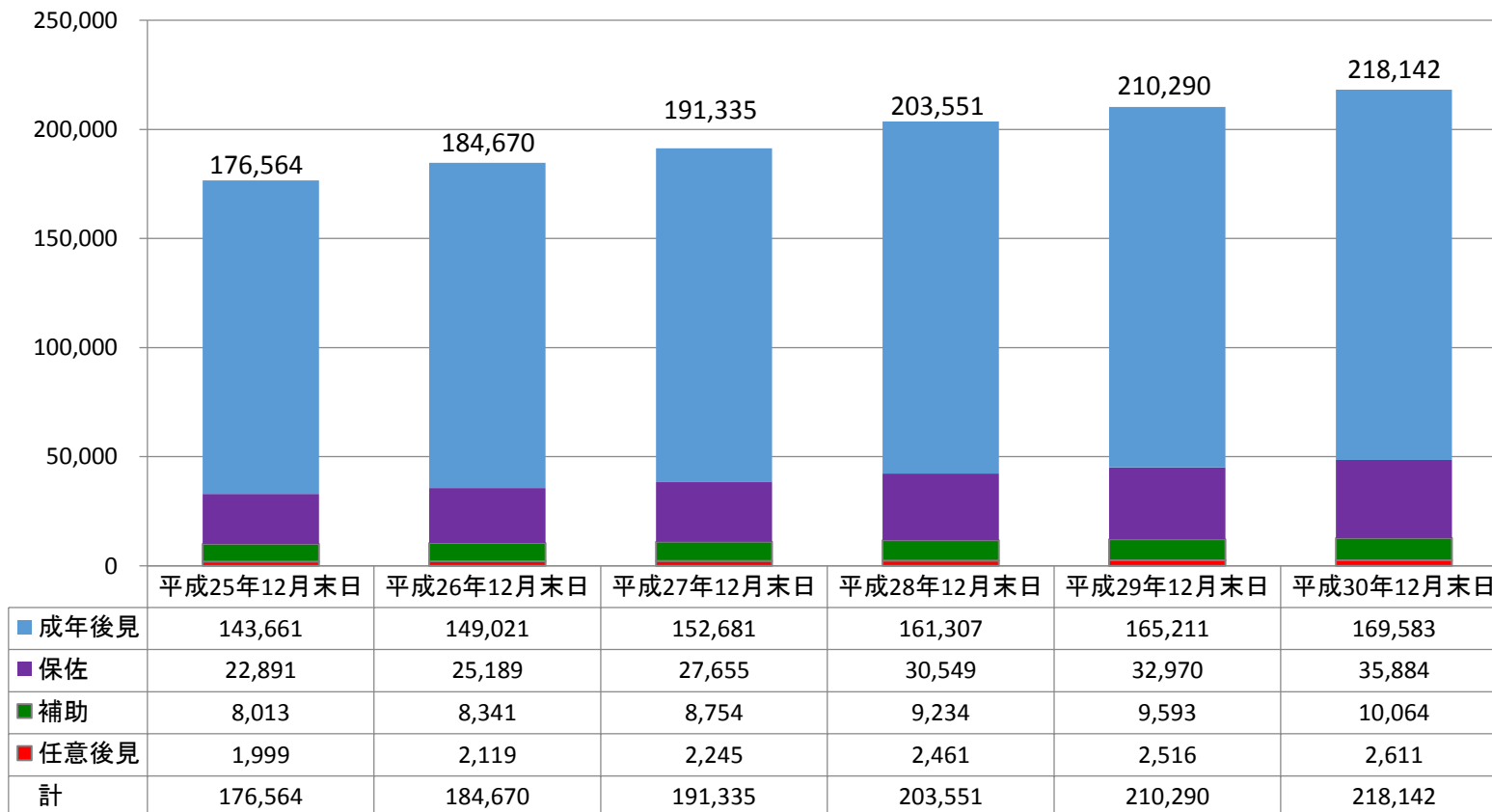
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度の現状

成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

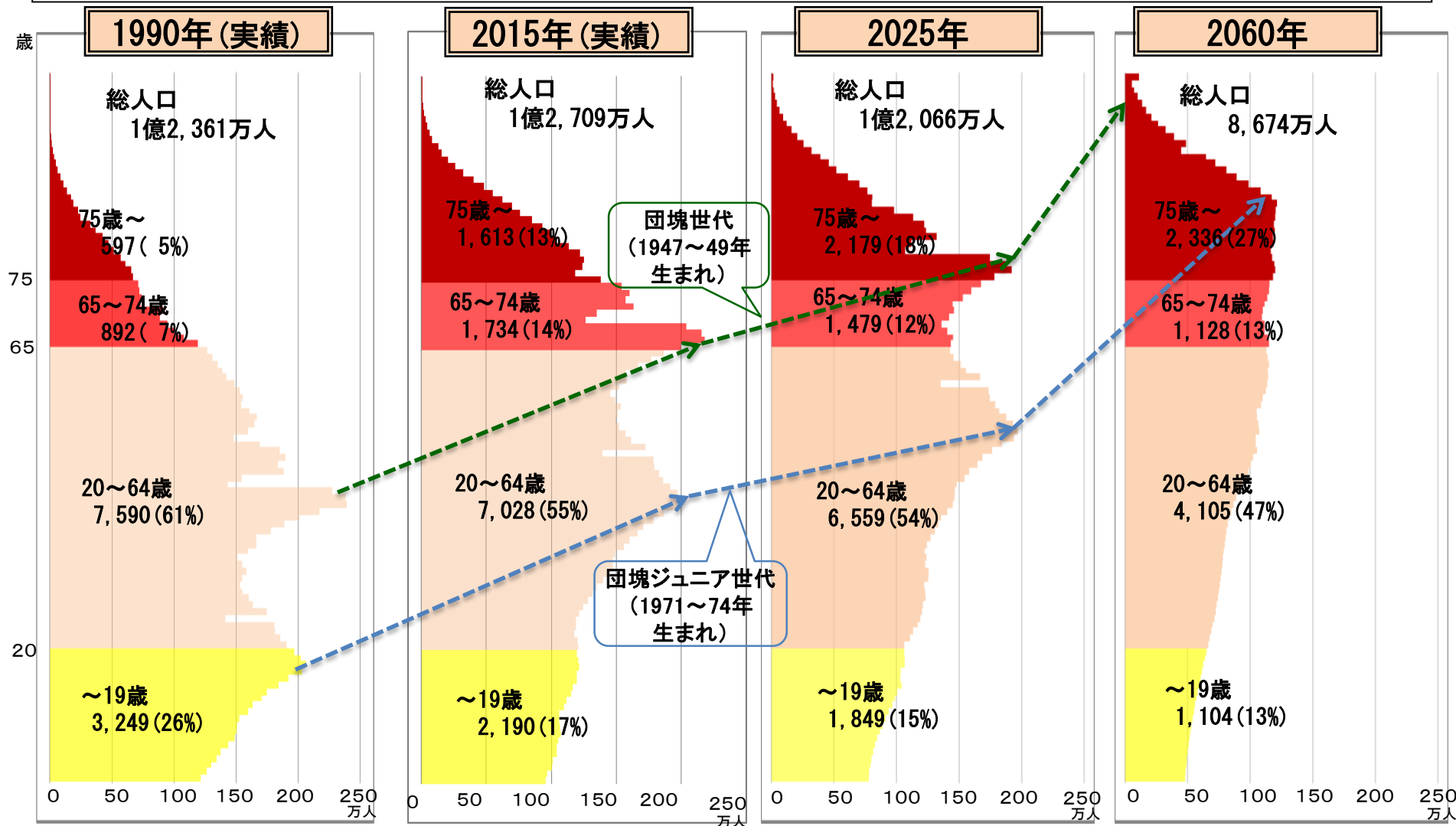
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



日本の人口ピラミッド（1990－2060）

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

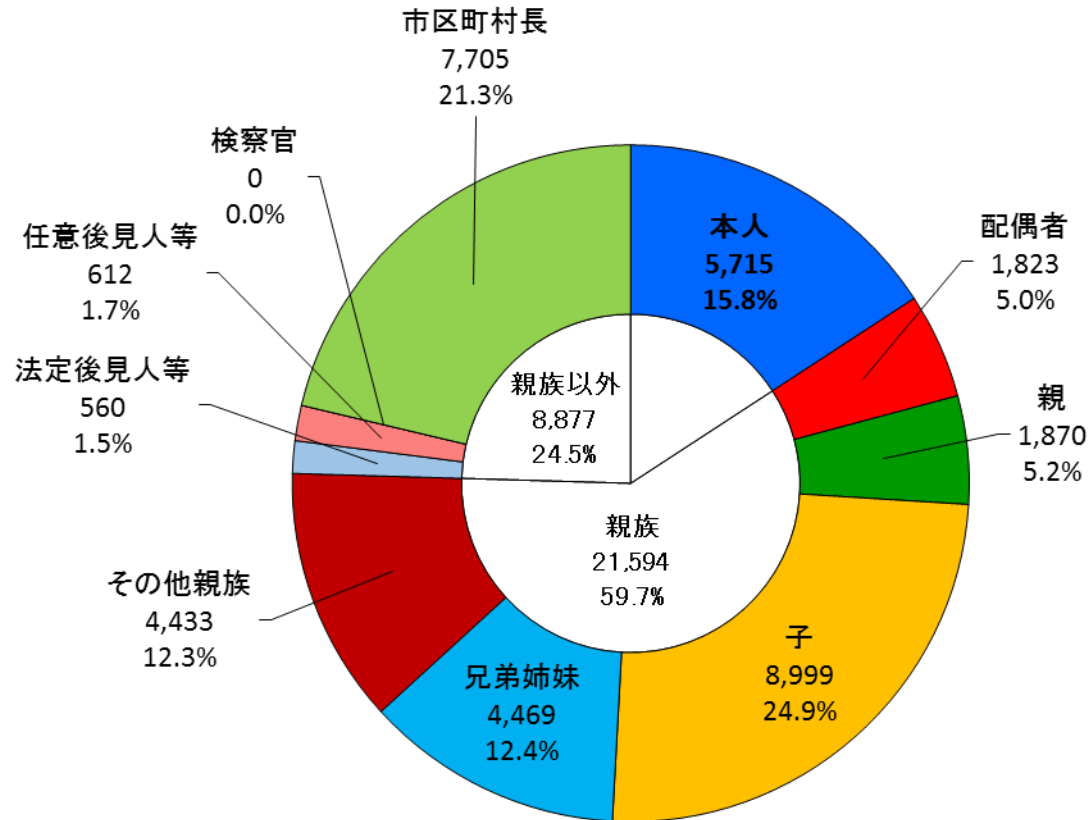
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3% 4

申立人と本人との関係別件数(平成30年)

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約24.9%を占め、次いで市区町村長(約21.3%), 本人(約15.8%)の順となっている。

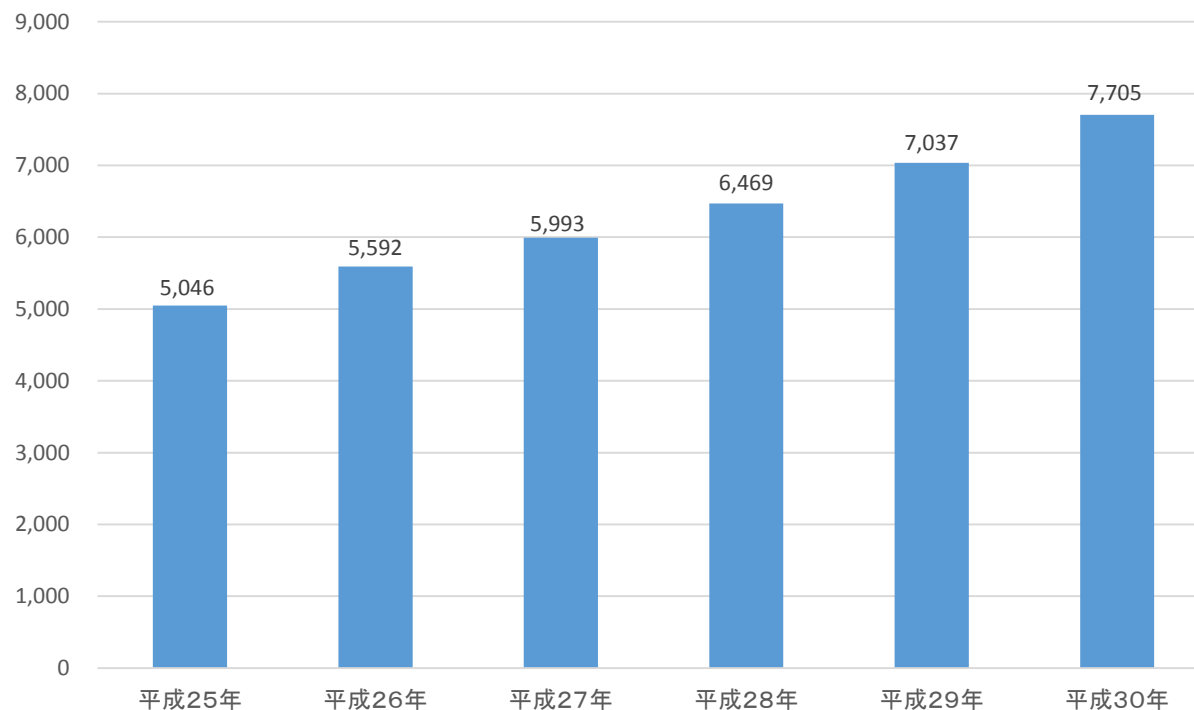


(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く, 四親等内の親族をいう。

市区町村長申立件数の推移(平成25年～平成30年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、平成30年は全体の約21.3%となっている。

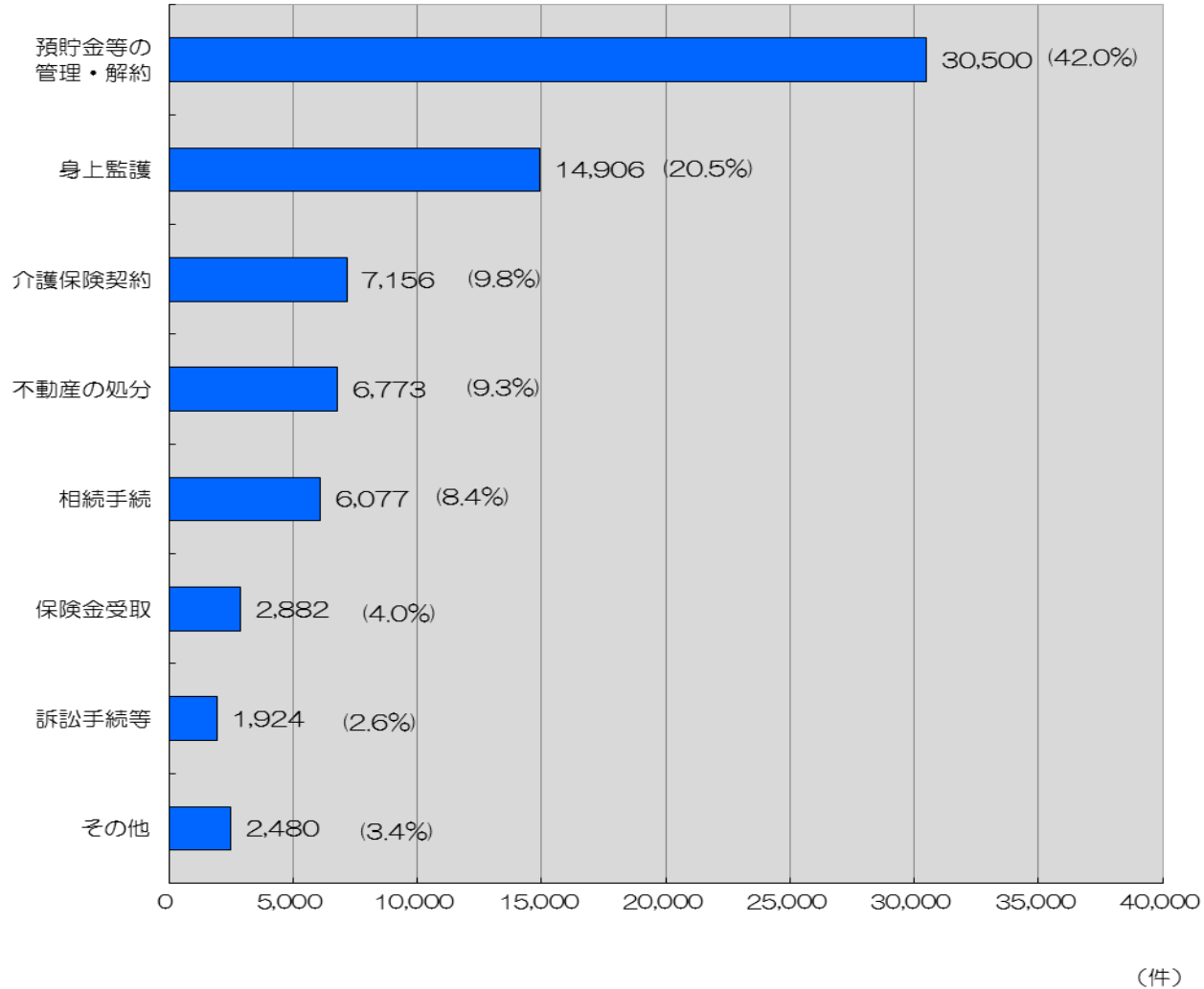


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市区町村長申立件数	5,046	5,592	5,993	6,469	7,037	7,705
総数に占める割合	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%
総数	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

申立ての動機別件数(平成30年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

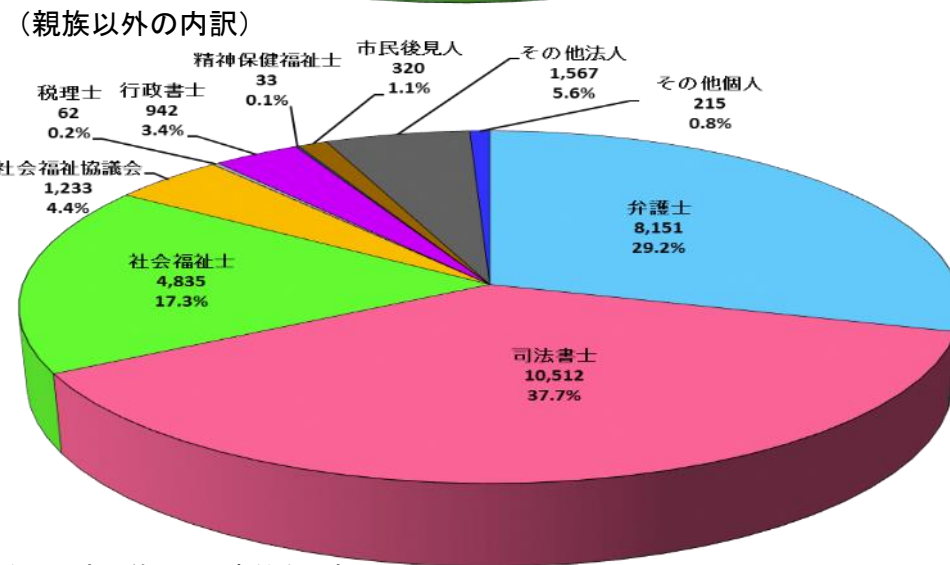
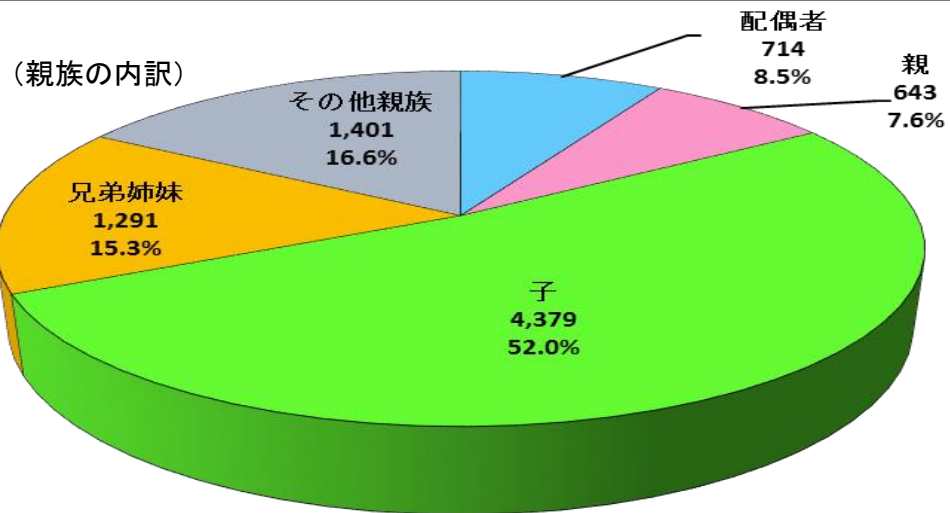
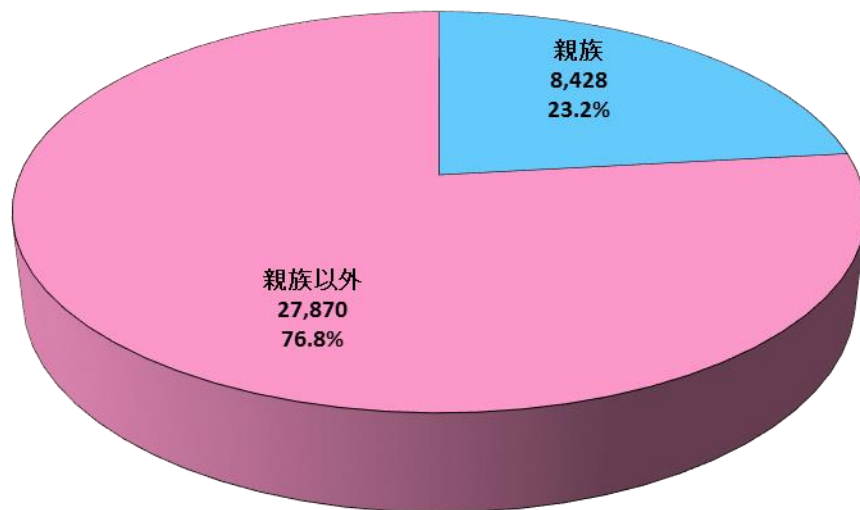


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

成年後見人等と本人との関係別件数(平成30年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等を選任されたものが8,428件(全体の約23.2%),親族以外の第三者が選任されたものが27,870件(全体の約76.8%)となっている。

(親族, 親族以外の別)

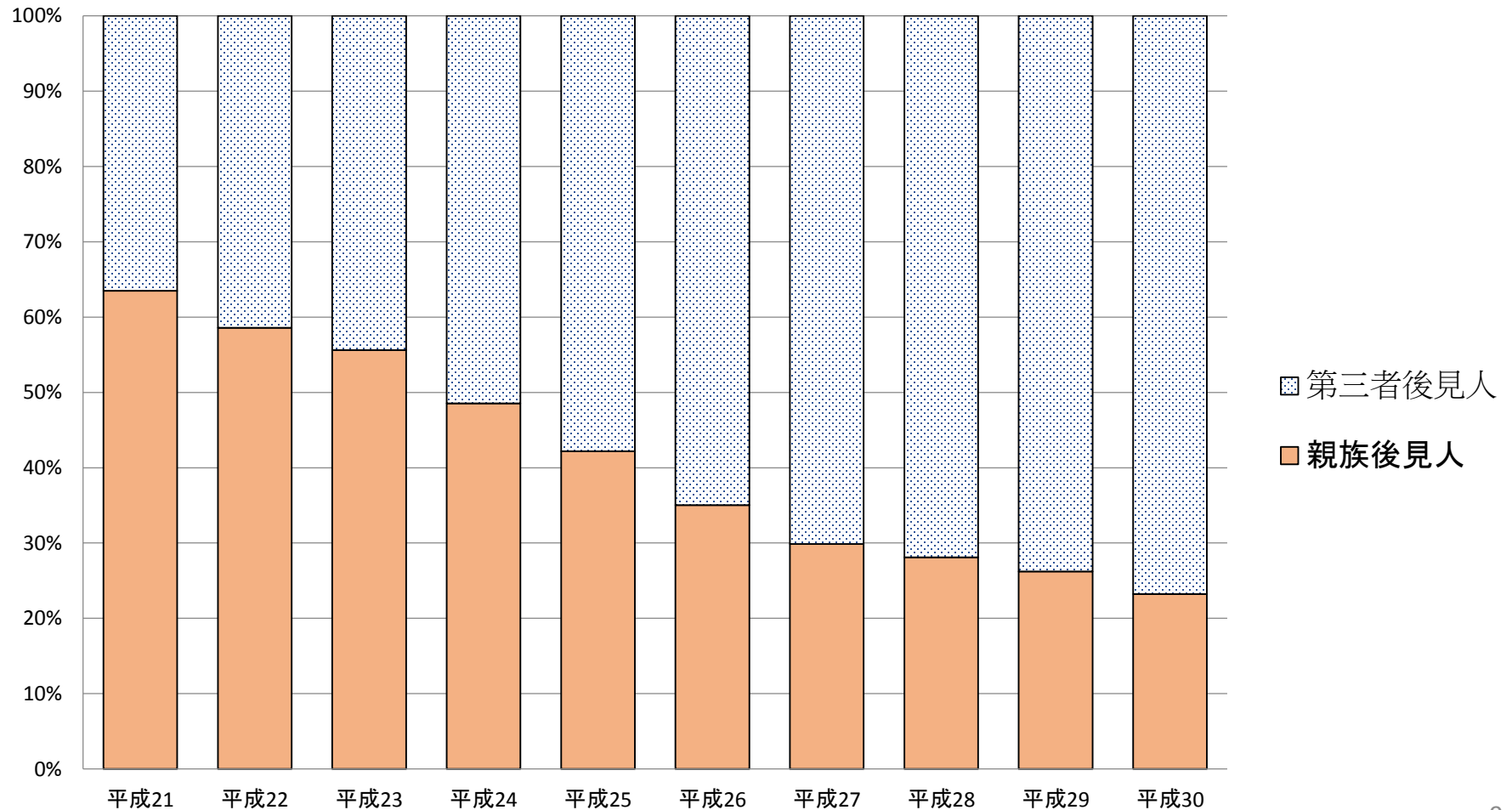


(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

親族後見人の割合は低下し 第三者後見人の割合が上昇

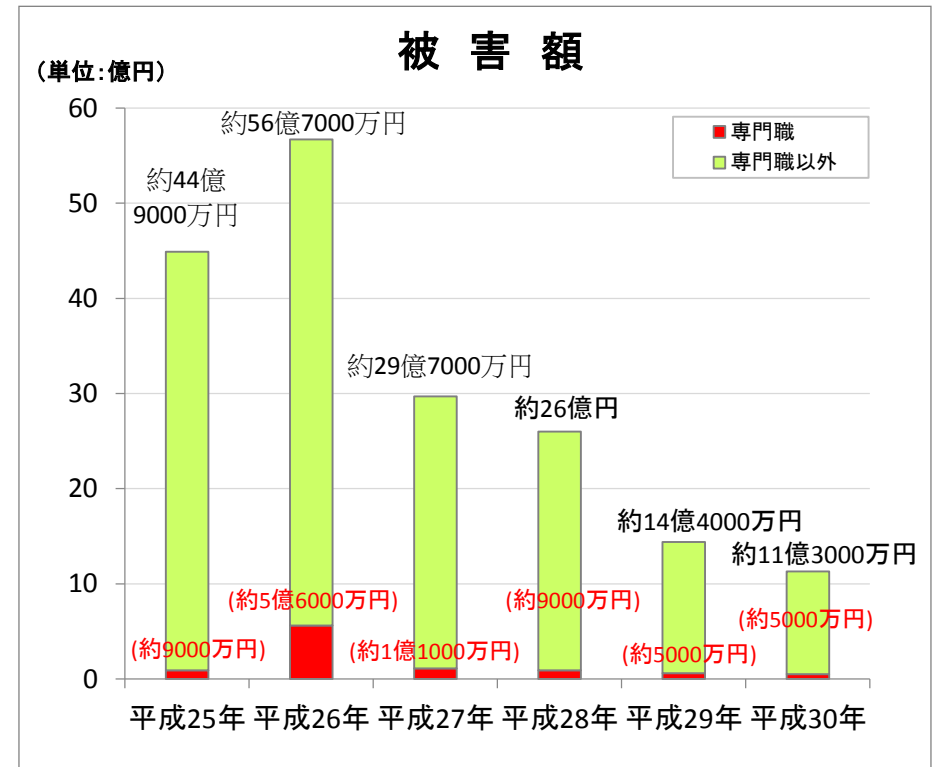
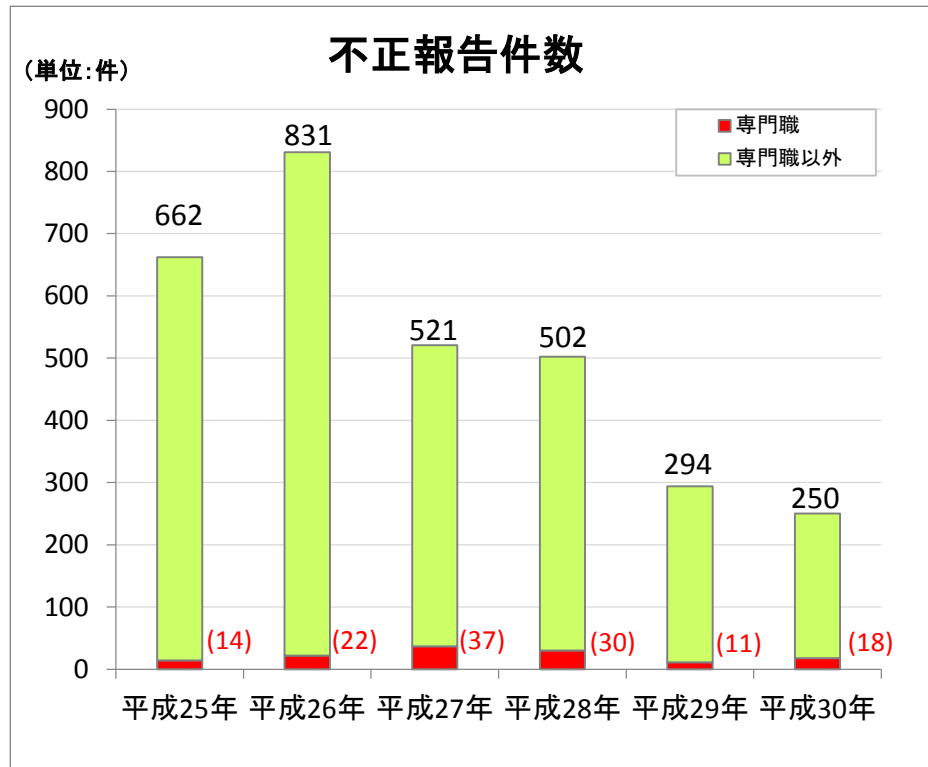
成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合



成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成25年～平成30年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。



※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

成年後見制度の利用促進に関する必要性

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
 - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約21.8万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

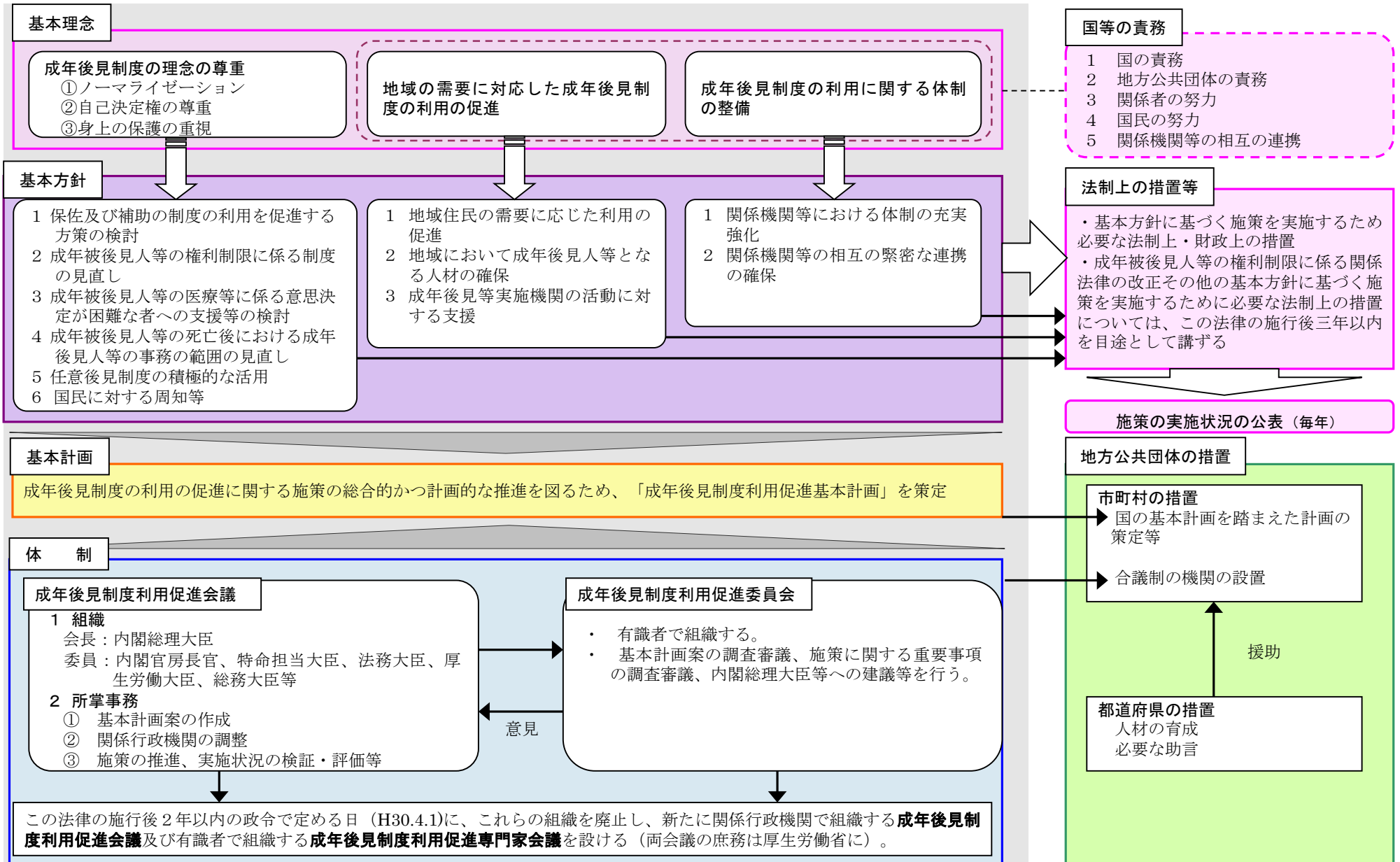
成年後見制度利用促進法及び基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画の中間検証の進め方

○成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定) 工程表

「基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。」



○第4回成年後見制度利用促進専門家会議(令和元年9月26日:持ち回り開催)

同会議における中間検証の進め方について、次のとおり了承された。

- ・専門家会議に「中間検証WG」を設置(主査:新井誠 中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長)。
- ・各テーマごとに、主担当を置いて検証。
- ・中間検証WGでの検討の後、専門家会議において「中間検証取りまとめ案」を審議。取りまとめ後、成年後見制度利用促進会議(構成員:法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣)に報告。



○中間検証WGの開催(令和元年10月9日～)

開催(予定)日	テーマ	主担当委員
第1回(10月9日)	・市町村計画の策定 ・地域連携ネットワークづくり(中核機関の整備推進など)	原田 正樹 (日本福祉大学学長補佐)
第2回(11月5日)	・利用者がメリットを実感できる制度の運用(意思決定支援の推進) ・地域連携ネットワークづくり(市民後見人等担い手育成)	上山 泰 (新潟大学法学部教授)
第3回(11月20日)	・利用者がメリットを実感できる制度の運用(適切な後見人等の選任と報酬) ・医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討 ・権利制限の措置の見直し	山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)
第4回(12月26日)	・制度の周知 ・不正防止の徹底と利用しやすいさの調和(任意後見制度等の利用の促進)	新井 誠 (中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長)

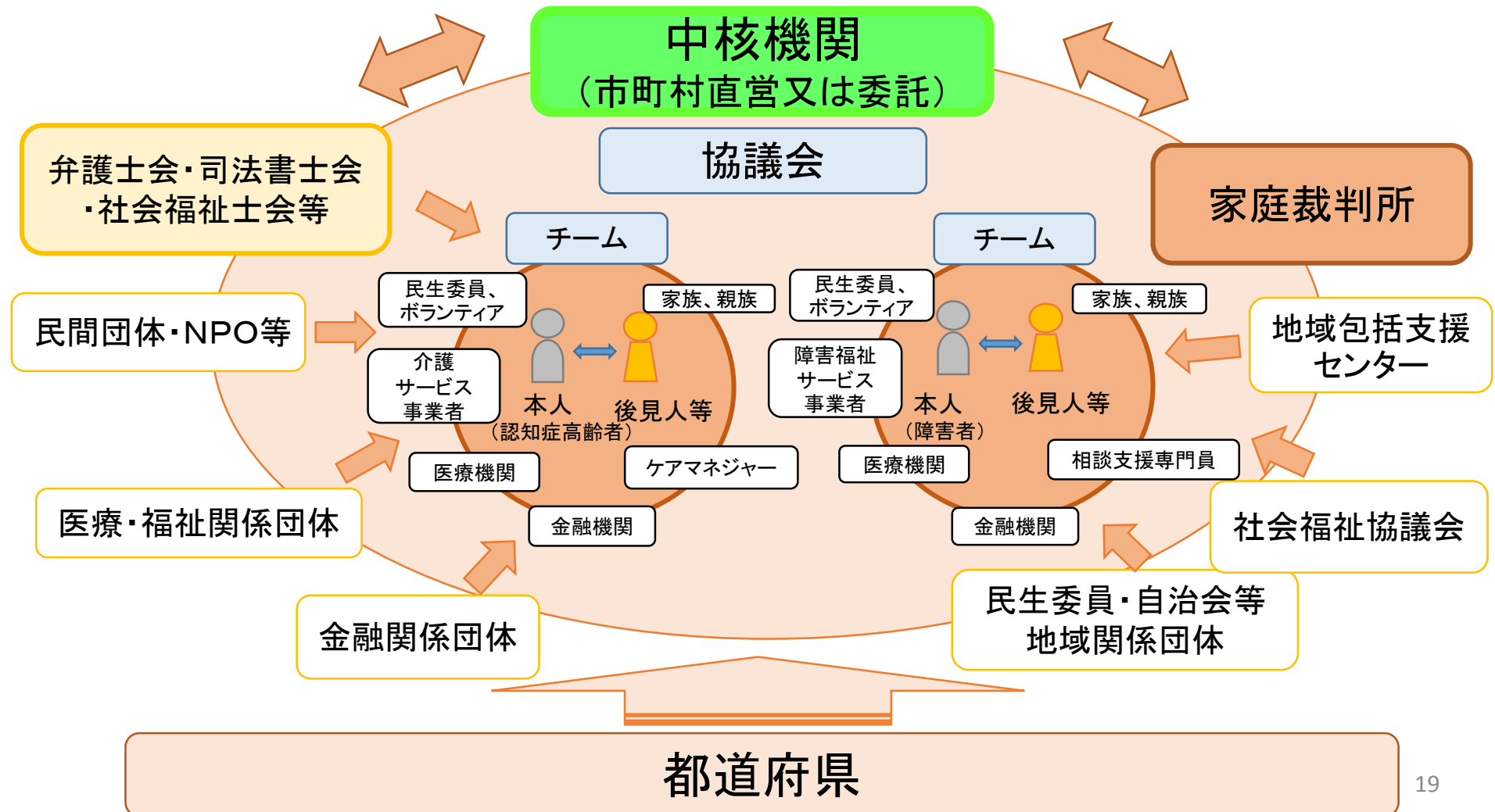
中核機関の整備及び市町村計画策定の推進

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

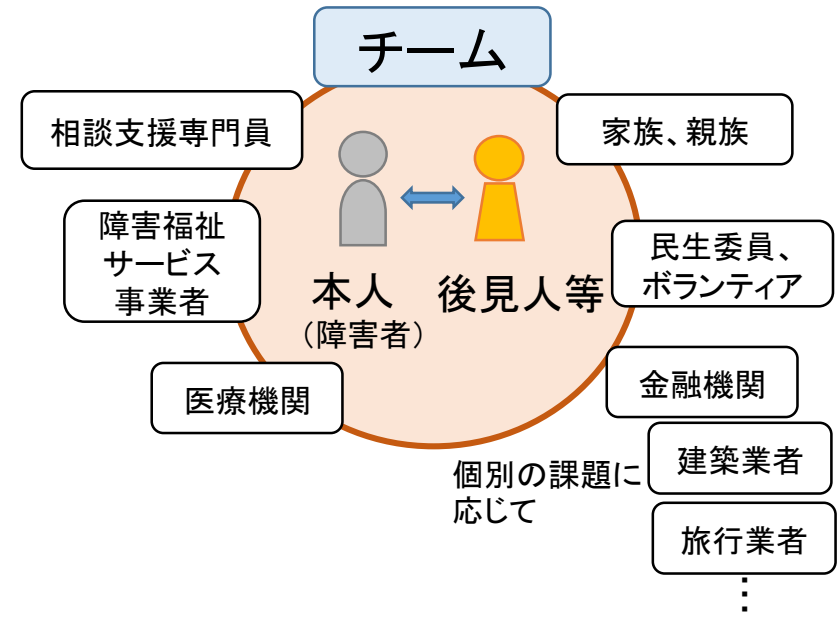
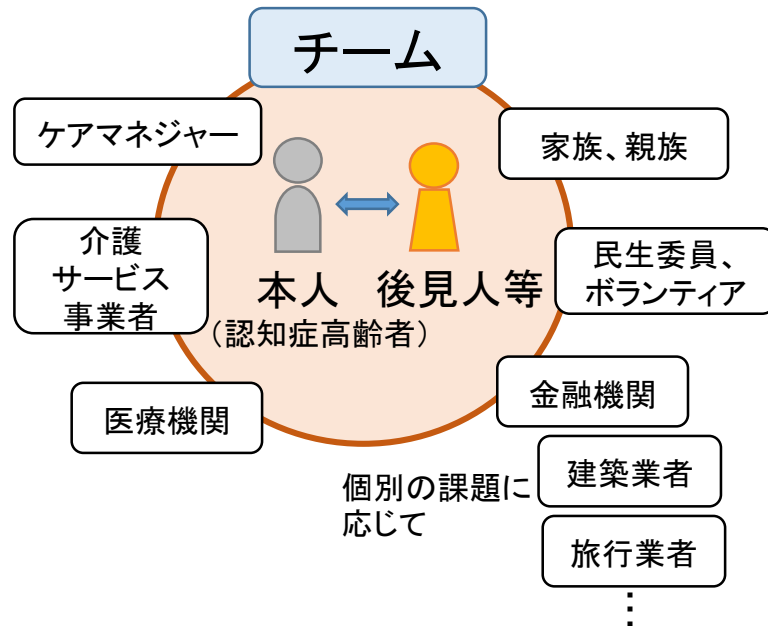
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

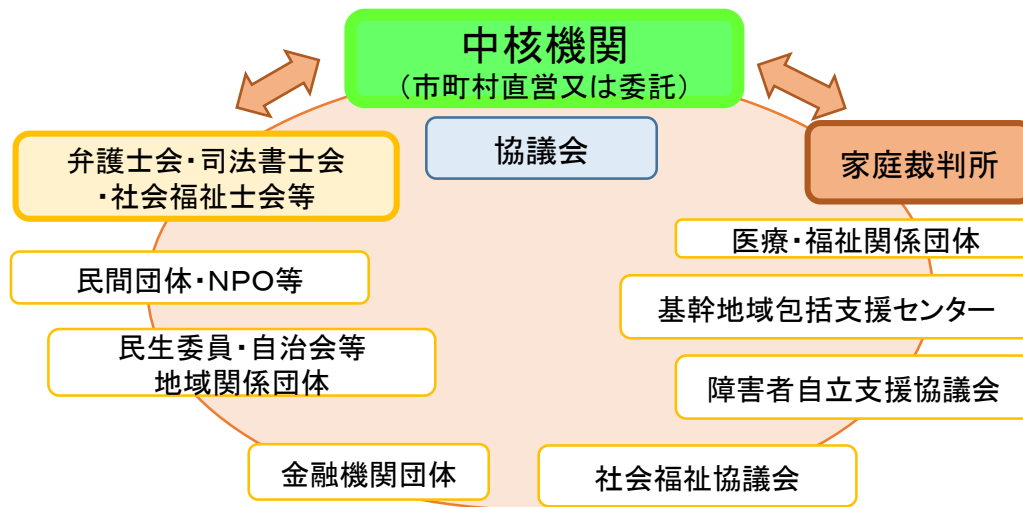
家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア: 日常生活圏域など

「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容: 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例: 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定(例:商工会や警察など)

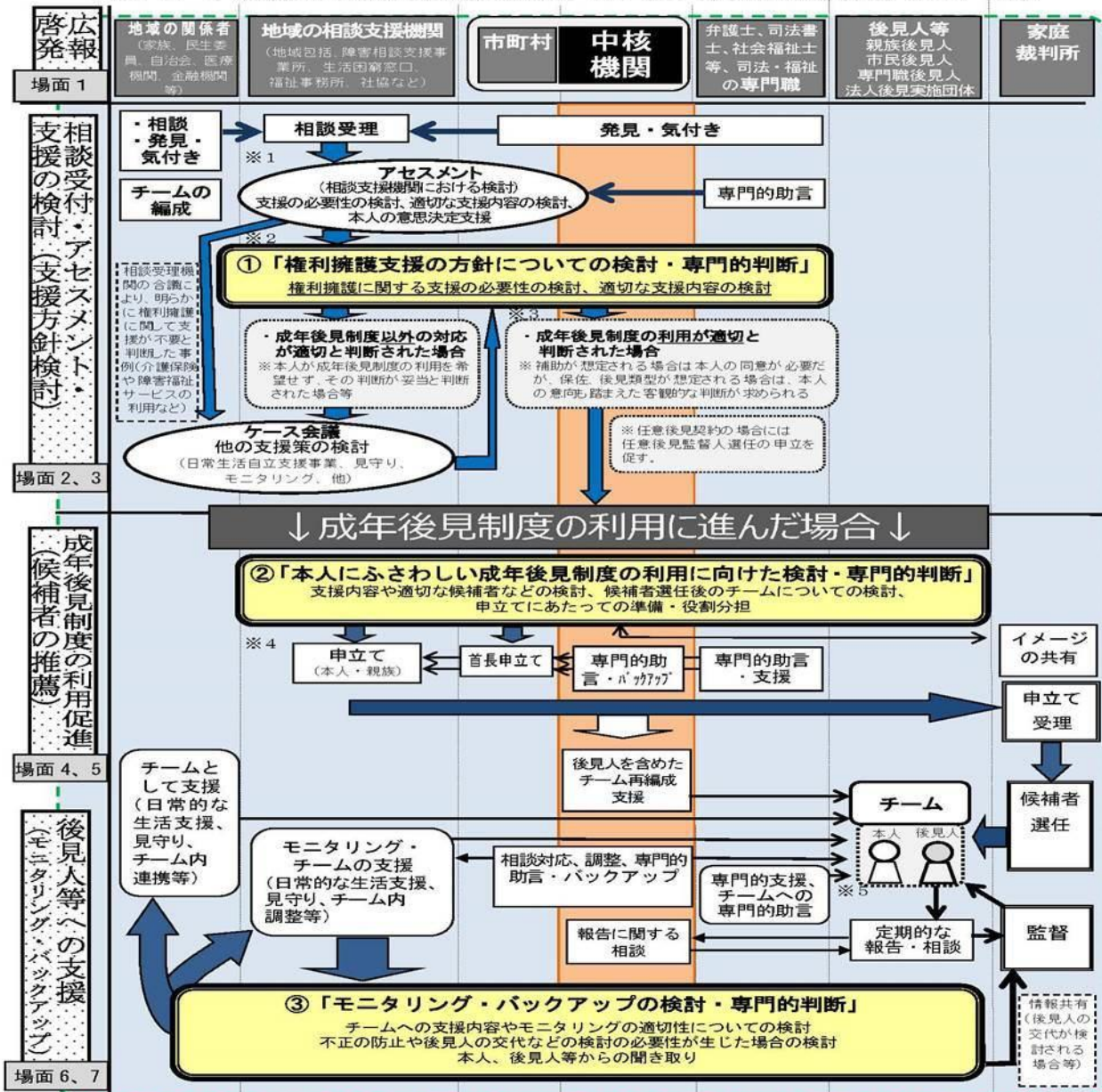
エリア: 自治体圏域～広域圏域

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」p.19より

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



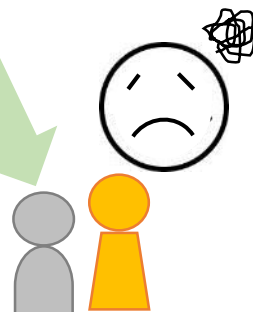
受任調整(マッチング)機能

現状



適切な候補者のイメージが共有されないまま

選任



本人 後見人等

身上保護、意思決定支援、本人らしい生活を送るための財産活用の観点で、利用者がメリットを実感できないような後見人等の選任が起こってしまうことがある

その場合も、後見人等の交代をすることができなかった

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官

目指すべき姿

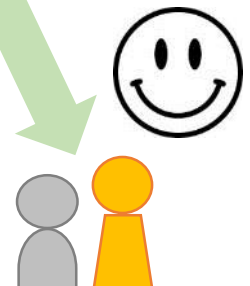


【受任者調整】

求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討
中立性・公平性の担保

候補者のイメージを共有
適切な後見人の選任

選任



本人 後見人等

利用者がメリットを実感できる後見人等の選任

後見人等支援機能も有するため、メリットを実感できない場合には、交代の相談も可能

中核機関

法人後見実施機関

医療・福祉関係者

市民
後見人等

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

市町村
担当者

候補者推薦

申立相談

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断を経て【受任者調整】へ進む

申立人
本人・配偶者
4親等内親族
市町村長・検察官

後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくいかな
くなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない

後見人等

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

本人

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

本人の判断能力が回復しない限り、後見等が
継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形成さ
れていないという情報が、家裁にきちんと伝わ
らない
後見人等に不正な行為等の任務に適しない事
由がない限り、後見人等が解任されない

メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない後見活
動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」による
対応

本人と後見人等の関係がうまくいかな
くなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

他の支援体制への切替え
が望ましいと考えられる場
合

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

本人

後見人等

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

支
援

地域の相談機関による
モニタリング・チームへの支援

相
談

助
言

必要に
応じ
支援

チーム支援やモニ
タリングの適切性
の検討
不正可能性や後
見人等の交代につ
いての検討

法人後見実施機関

市民後見人等

医療・福祉
関係者

中核機関

市町村
担当者

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

家庭裁判所

必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

必要に応じて
交代、類型変更等

利用者がメリットを
実感できる成年後
見制度の利用

「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者マッチング）、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 （市町村直営又は委託）

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
（いわゆる箱物新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

中核機関整備及び市町村計画策定の推進に向けた取組

K P I の設定

- ・「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について」通知（令和元年 7 月）

各種手引きの作成

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成 3 0 年 4 月）
- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き（平成 3 1 年 4 月）
- ・市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成 3 1 年 4 月）
- ・中核機関の先駆的取組事例集の作成（調査研究事業において検討中）

自治体への体制整備に向けた周知や働きかけ

- ・市町村セミナーの開催（平成 3 0 年度 5 回、令和元年 7 月）
- ・自治体等が主催するセミナーへの職員派遣（平成 3 0 年度 5 8 回、令和元年度（9 月末まで）3 6 回）
- ・都道府県担当者会議の開催（平成 3 0 年 1 0 月）
- ・成年後見制度利用促進施策取組状況調査の実施（平成 3 0 年 1 0 月時点）
- ・ニュースレターによる先駆的取組自治体等の情報提供

市町村・中核機関等を担う人材の研修

- ・市町村や中核機関職員等に対する国による研修の実施（令和元年度）
〔基礎研修 3 日（主に市町村職員、中核機関職員等）＋応用研修 3 日（主に中核機関職員等）〕

予算関係

- ・市町村計画策定費及び中核機関運営費に係る普通交付税措置（平成 3 0 年度～）
- ・令和元年度予算
都道府県による広域的な体制整備の推進や、市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組への補助

成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I	
令和元年5月30日	
工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村） （参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）
II 市町村計画の策定	・<u>市町村計画を策定した市区町村数</u> 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	・<u>中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数</u> 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村） ・<u>協議会等の合議体を設置した市区町村数</u> 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%） ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律（190）

「骨太」「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
 - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
 - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
 - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
 - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について

(令和元年7月11日付社援成発0711第1号 各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知)

○「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、認知症施策推進大綱に盛り込んだ基本計画に係るKPIの達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進していくことが必要。

＜KPI(令和3年度(2021年度)末)＞

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村 等



○ 各都道府県に対し、以下の取組により、管内市区町村のKPIの達成に向けた主導的な役割を果たしていただくよう依頼。

- ・管内市区町村に対し、KPIの達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定などの体制整備の推進について周知徹底
- ・管内の中核機関の整備や市町村計画の策定状況等を継続的に把握し、広域的な観点から必要な助言や支援
- ・家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体との定期的な連絡会議等において必要な情報共有を図るとともに、管内の中核機関の整備状況や市町村計画の策定状況等について随時情報を提供
- ・関係機関や団体と連携の下、複数の市区町村によるブロック別会議の開催や、取組みが遅れている市区町村への働きかけや体制整備に向けた助言

中核機関の先駆的取組調査研究事業(令和元年度調査研究事業)

概 要

中核機関や地域連携ネットワークの取組を紹介する事例集を作成。
(事務局:公益社団法人 日本社会福祉士会)

事業内容

本調査研究においては、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的地域連携ネットワークの構築等の取組について、ヒアリング調査等を行
例集としてとりまとめる。

事例の選定については、自治体規模などの地域特性を勘案し、全国
の取組を取り上げる。(ヒアリング調査は40～50箇所程度を想定)

(1) 中核機関の立ち上げ

中核機関の立ち上げの経緯および検討過程等について事例を紹介。

(2) 中核機関における各種取組

中核機関における主に広報・相談、受任調整、市民後見人養成・活用、
人後見の養成・活用、後見人支援等について、事例を紹介。

(3) 地域連携ネットワークの構築・活用の取組

地域連携ネットワークの「チーム」や地域における協議会等の体制
について、ネットワークの構築過程や活用に関する事例を紹介。

(4) 都道府県による中核機関の整備に向けた市町村支援の取組

成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

○市町村や中核機関等の職員向けに実施(中核機関の委託を受ける予定(見込み)の機関の職員や、アドバイザーをしている専門職も受講可)

○都道府県職員(研修担当者)向けに実施(研修の委託を受ける予定(見込み)の機関の職員も受講可)

研 修 名	内 容 (⇒到達目標)	日 程	会 場
【基礎研修】 ※市町村・中核機関 等職員対象	<u>権利擁護支援の基本的な考 え方、地域連携ネットワー 全体像</u> (⇒本人を中心とした支援 必要性や自機関の機能の理 解、ニーズの発見・気付	【第1回】 9月17日(火)～19日(木)	東京ベイ幕張ホール(千葉)
		【第2回】 10月29日(火)～31日(木)	TOC有明 (東京都江東区)
		【第3回】 11月25日(月)～27日(水)	OMMビル (大阪市)
【応用研修】 ※主に中核機関等 職員対象	<u>地域連携ネットワーク・中 関の整備、機能</u> (⇒受任調整、後見人支援、 ネットワーク等の活用)	【第1回】 12月16日(月)～18日(水)	TFTビル (東京都江東区)
		【第2回】 令和2年1月21日(火) ～1月23日(木)	大阪ベイトワー (大阪市)
		【第3回】 令和2年2月4日(火) ～2月6日(木)	イースト21 (東京都江東区)
都道府県担当者研修	都道府県研修の企画立案・ 営に関する手法	令和2年1月16日(木)	灘尾ホール (東京都千代田区)

令和2年度予算案

第6 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

4 成年後見制度の利用促進

8. 0億円(3. 5億円)

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】

8. 0億円(3. 5億円)

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分） 8 2 億円（8 2 億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金 5 0 5 億円（4 9 5 億円）の内数

地域支援事業交付金 1, 9 7 2 億円（1, 9 4 1 億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

成年後見制度利用促進関係 令和2年度予算案について

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
利用促進のための地域連携 ネットワークの体制整備 等		市町村における中核機関設置運営費の 地方交付税措置(H30年度～) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備(8.0億円) ①中核機関・市町村計画推進(5.7億 ②後見人等の意思決定支援研修(0.5億 ③任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (1.9億円)		
後見を担う人 材の育成	市民後見人の 育成(養成研修 等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分)82億円の 内数)	
	法人後見の実 施(研修、専門 職との連携体制 整備等)			法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金505 億円の内数)
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業 (高齢者)	成年後見制度利用支援事業 (障害者)
成年後見制度普及・啓発経費			(地域支援事業交付金1,972億円の 内数)	(地域生活支援事業費等補助金505 億円の内数)

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等

- 新・ 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

新 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

新 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

「骨太」「認知症施策大綱」における成年後見制度利用促進施策について

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

(7)暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

○ 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

中核機関が活用できる財源のイメージ

市区町村

【令和元年度予算事業】

都道府県

中核機関における先駆的取組の推進

中核機関

広報・啓発

(高齢者) 成年後見制度利用支援事業(地域支援事業費交付金)
(障害者) 成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

法人後見研修等

法人後見支援事業
(地域生活支援事業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模: 約300万円)

※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

中核機関の立上げに向けた支援
(会議費、先進地視察等)

体制整備アドバイザー等による広域的体制整備
中核機関職員、市町村職員等に対する研修、
専門的相談窓口

【令和2年度新規】

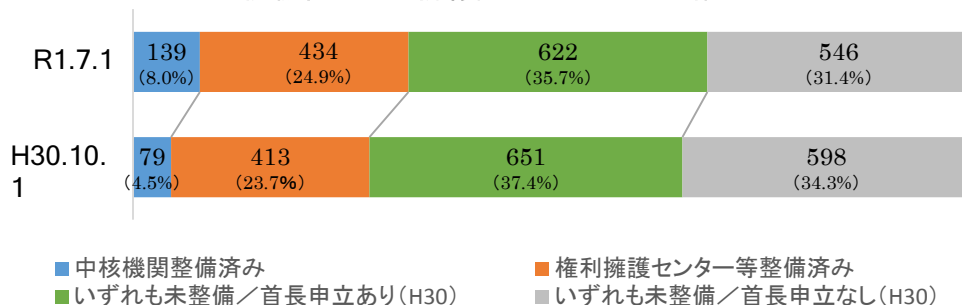
- ・ 中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化
- ・ 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組の推進

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（速報値）

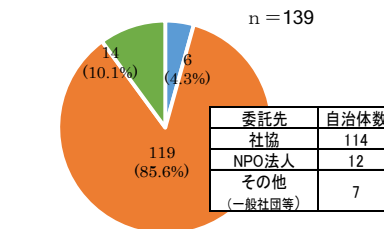
調査概要：全国の市区町村（1,741自治体）及び47都道府県

調査時点：令和元年7月1日（一部の調査項目は平成30年度実績等）

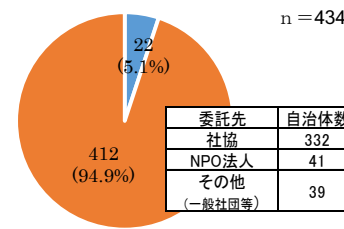
中核機関・権利擁護センター等の整備状況等



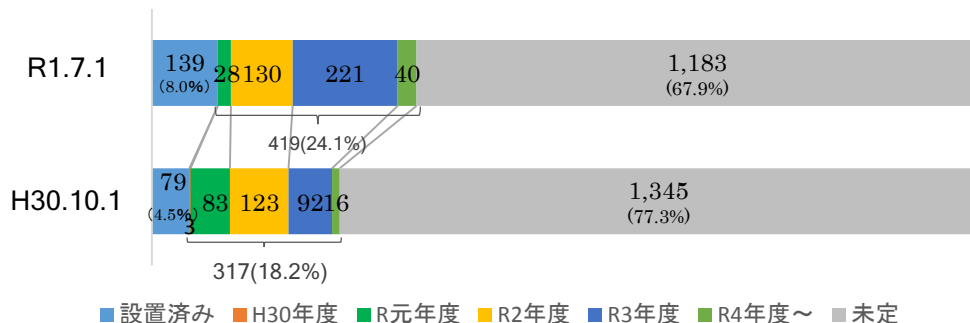
中核機関の運営主体



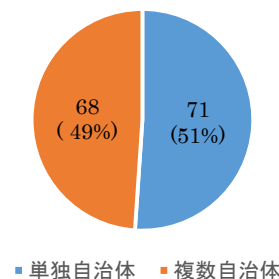
権利擁護センター等の運営主体



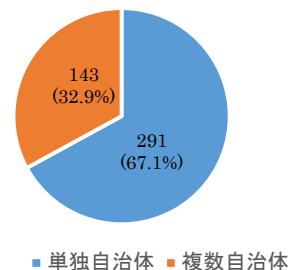
中核機関の整備（予定）時期



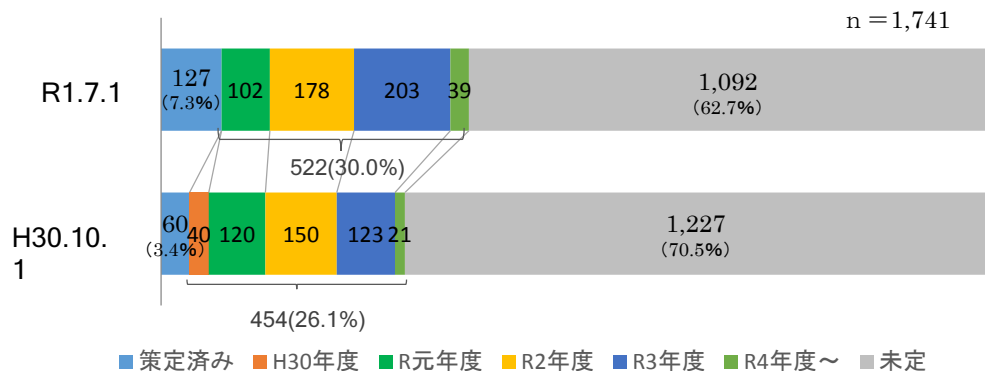
中核機関の設置区域



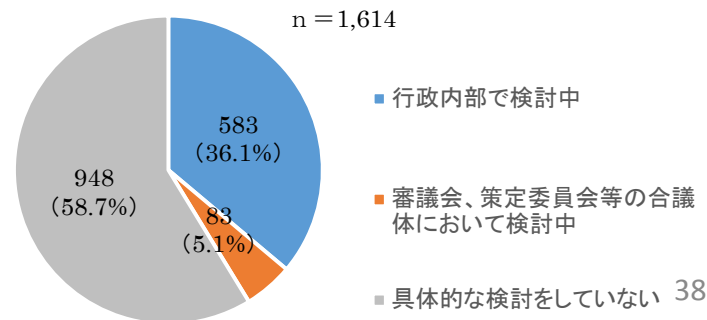
権利擁護センター等の設置区域



市町村計画の策定状況、策定（予定）時期



策定に向けた検討状況



社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

人口 約68,994人
面積 約211.9km²
高齢化率 28.0%

ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん“」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。



総社市役所

福祉課

委託

総社市社会福祉協議会

総社市
権利擁護センター

中核機関

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

(市の市民後見人登録
台帳に登録している方へ
の支援)

協議会：総社市権利擁護センター運営委員会

社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、(予定) 中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- 相談支援(後見人支援含む)の確認や、本人にとってどういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるよう、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

豊田市
社会福祉協議会

豊田市役所

成年後見
支援センター

福祉部
福祉総合相談課

中核機関



センター・3専門職・市役所による定例会の様子
(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

協議会

- ①センター定例会(事例検討)【運営】成年後見支援センター
- ②豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定)【運営】豊田市

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

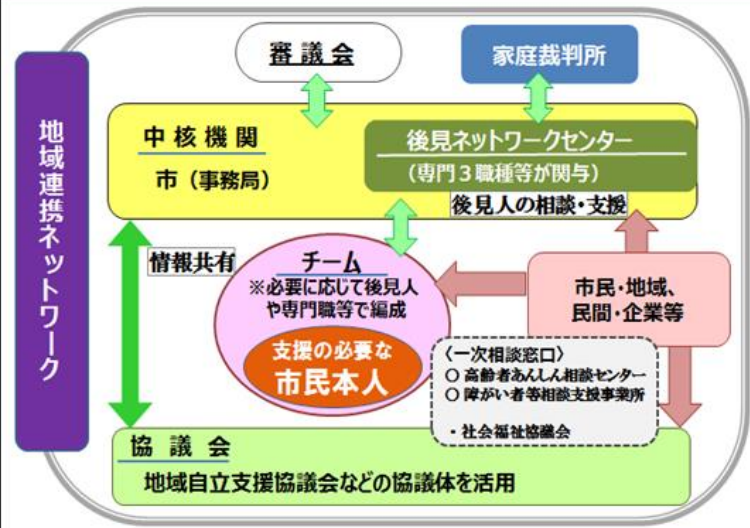
人口	約76,400人
面積	約9.05km ²
高齢化率	約24.3%



ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ



- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

志木市役所

長寿応援課
権利擁護
グループ

後見
ネットワーク
センター

中核機関

協議会: 自立支援協議会などの協議会を活用

直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

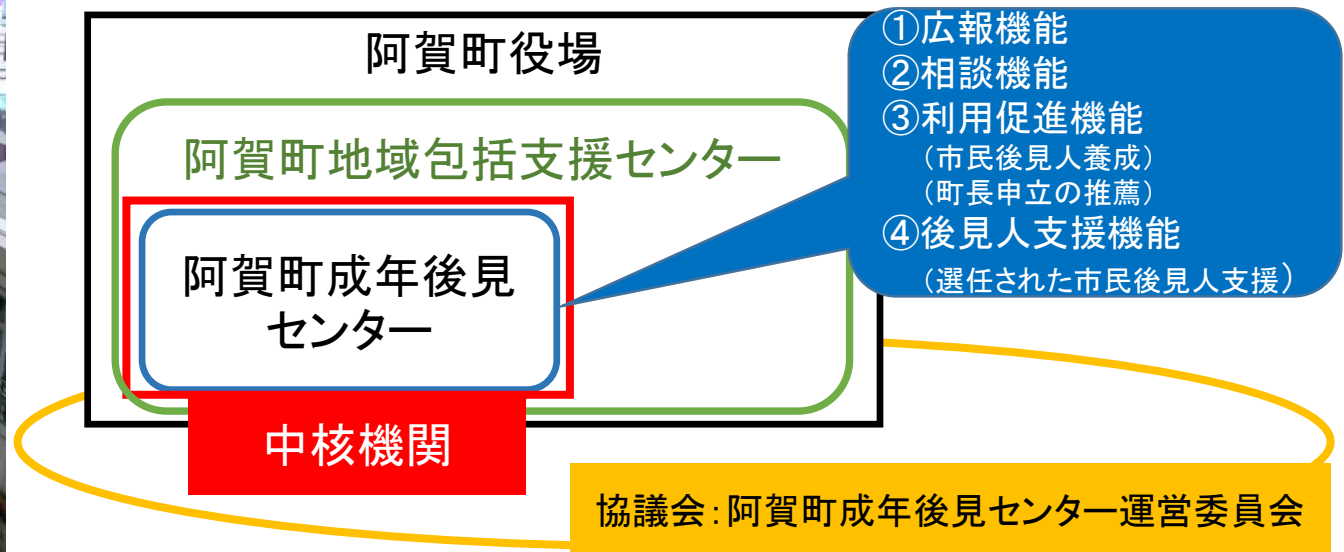
自治体概要

人口 約11,000人
面積 約953km²
高齢化率 46.9%



ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、阿賀町成年後見センター事業実施要綱の告示と、看板の併記(写真)をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、阿賀町成年後見制度利用促進基本計画によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件(終了案件含む。うち首長申立6件)を受任。



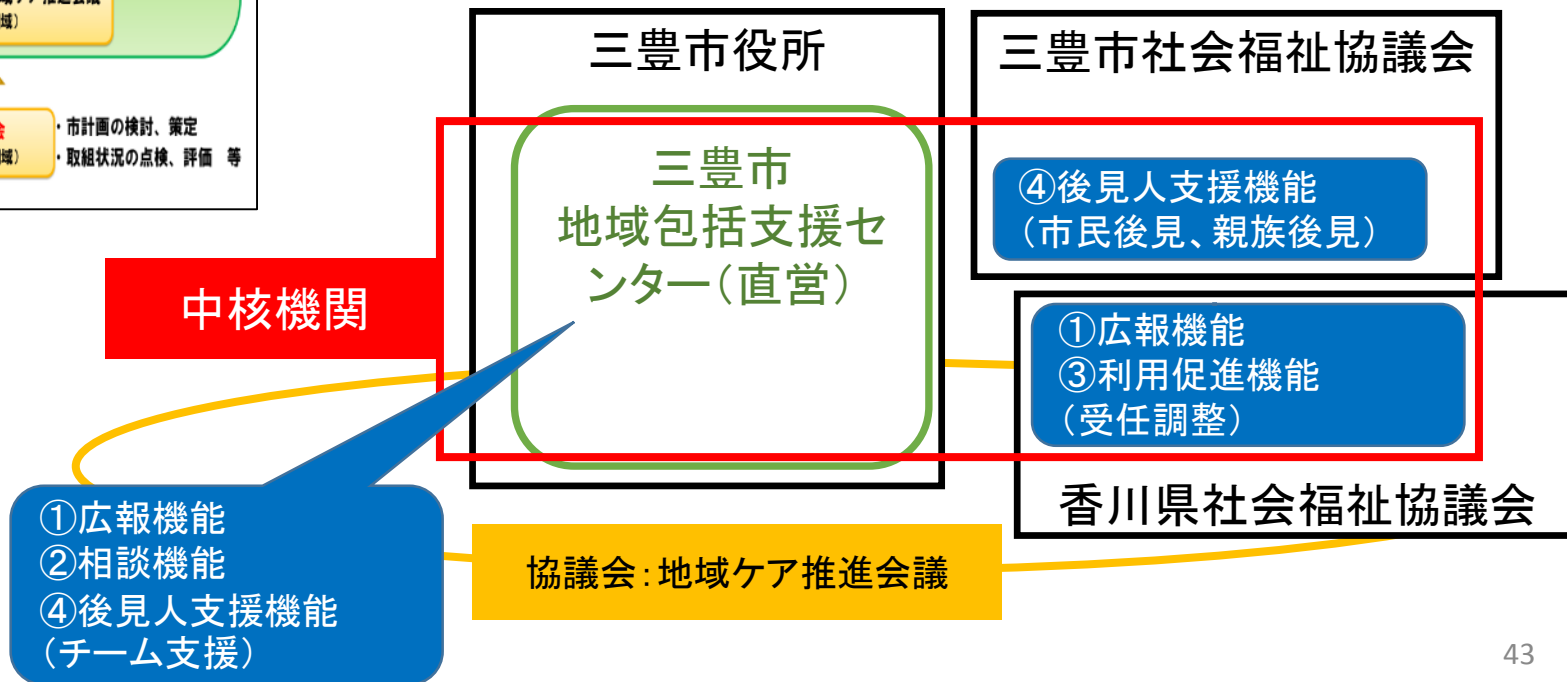
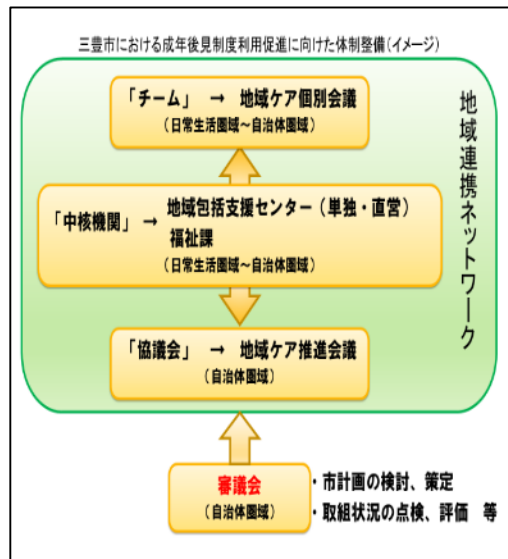
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口	約66,000人
面積	約222.70km ²
高齢化率	34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会でも中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- 地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



内部の権利擁護部署を統合して権利擁護センターを整備(岐阜県関市)

自治体概要

人口 約89,000人
面積 約472km²
高齢化率 約29.2%

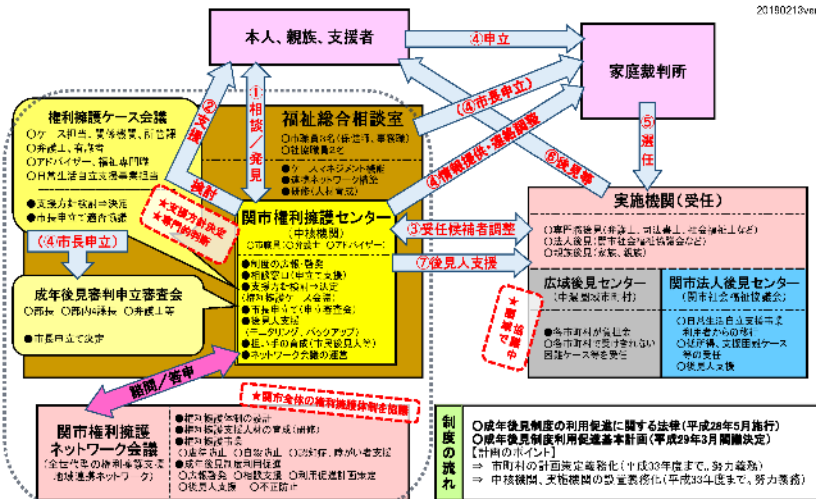


ポイント

- 地域共生社会の取組で市の内部で設置した福祉総合相談室（市職員3名、市社協職員2名）に「関市権利擁護センター」を整備し、平成31年3月に中核機関とする。（「関市権利擁護センター事業実施要綱」の市長決裁による）
- 中核機関内に、個別ケースの支援方針を協議決定する「権利擁護ケース会議」を設置した。また、成年後見にとどまらず、虐待防止、自殺防止を含めた市全体（全世代を対象）の権利擁護課題を検討する「権利擁護ネットワーク会議」を整備し「協議会」として位置づけた。
- 関市社会福祉協議会の関市法人後見センターで、法人後見を受任。

関市における成年後見制度利用支援体制「中核機関」イメージ図

20180213ver



関市役所

福祉総合相談室

関市 権利擁護センター

中核機関

協議会：権利擁護ネットワーク会議

①広報機能

②相談機能

※受任調整や後見人支援は、今後取り組む予定

各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



各市町村社協

協力

ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、センター運営委員会で決定し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

- ①広報機能
- ②相談機能(二次)
- ③利用促進機能(二次)
- ④後見人支援機能(二次)

伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター

中核機関

- ②相談機能(一次)
- ③利用促進機能(一次)
- ④後見人支援機能(一次)

中核機関

各市町村が委託

伊那市

駒ヶ根市

辰野町

箕輪町

中川村

飯島町

南箕輪村

宮田村

協議会: 各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要 H31.3.31現在
(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)
人口 125,205人
面積 576.8km²
高齢化率 41%



ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。（修了者24名）
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。

鴨川市社会福祉協議会

中核機関

社協の事業として
法人後見事業を実施

安房地域権利擁護推進センター

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成研修)
(研修修了者のフォローアップ)
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人
及び親族後見人の支援)

各市町社協

協力

協定

館山市

鴨川市

南房総市

鋸南町

幹事市が
委託

協議会(安房地域権利擁護推進センター
運営委員会)

NPO法人での広域整備型 尾張東部権利擁護支援センター

自治体概要(H31年4月現在)

〔瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、
長久手市、東郷町の6市町〕

人口	475,312人
面積	230.14km ²
高齢化率	24.1%



ポイント

- 6市町が協定を結んだ上で、幹事市（持ち回り）がNPO法人へ委託して平成23年10月より、「尾張東部成年後見センター」を広域設置。
- 「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱」（平成30年4月1日より施行）によって設置された「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会」が、平成31年3月に日常生活自立支援事業や虐待対応を含む権利擁護支援計画として「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定。（委員会が広域計画を策定し、令和元年から各市町ごとに行政手続き中《単独計画、地域福祉計画等に包含》）
- この計画により平成31年4月より中核機関という位置づけとなり令和元年10月から「尾張東部権利擁護支援センター」と名称を変更。
- コーディネート機能を重視し、センターによる法人後見は、相談員一人当たりの被後見人等数10人までという目安を設け、各市町における法人後見実施機関の配置を長期的に目指している。

各市町社協

協力

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用促進機能
- ④後見人支援機能

幹事市が委託
(今年は瀬戸市)

NPO法人尾張東部権利擁護支援センター

中核機関

協定

瀬戸市

尾張旭市

豊明市

日進市

長久手市

東郷町

協議会: 尾張東部権利擁護支援センター適正運営委員会
成年後見制度利用促進進行管理推進委員会

【ケース会議・方針決定会議→受任調整会議(学識、専門職等)⇒候補者の推薦】

※自治体概要 ・面積約22.84km² ・高齢化率20.41% ・中核機関の整備:令和3年を予定(現在検討中)

受任調整会議までの流れ

ケース会議 月2回

- 検討メンバー ⇒ 成年後見センター・区の担当者、介護・福祉関係者
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議 年4回

- 検討メンバー ⇒ 区(管理職、担当者)、成年後見センター
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)

受任調整会議

品川成年後見センター運営委員会

- 開催頻度 ⇒ 年4回 ※緊急事案については、委員長決裁により申し立て、委員会には事後報告
- 対象 ⇒ 本人・親族・区長申立、法定後見・任意後見のすべての事案(※成年後見センターが関与している事案)
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、医師、弁護士、民生委員、福祉関係者、行政関係者 計10名
※事務局として、成年後見センター、区(管理職、担当者)が出席
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定(法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 区内の法人後見実施団体について把握しており、受任調整会議にて候補者推薦する法人を決定
- 市民後見人 ⇒ (1年間法人後見の支援員として研修する中で適性等を把握し、受任調整会議で決定)
- 専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、専門職団体に候補者推薦を依頼
- 親族後見 ⇒ (受任調整会議の対象とはしておらず、相談時に個別対応)

申 立

【ケース会議→受任調整会議（学識経験者、専門職等）⇒候補者の推薦】

※自治体概要 愛知県・尾張東部圏域6市町(瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町)
 ・面積約230.14km² ・高齢化率24.1% ・当センターを中核機関として位置付け(H30度末)

受任調整会議までの流れ

ケース会議(方針決定、候補者の検討を兼ねる。担当者レベル) 随時開催

- 検討メンバー ⇒ 本人、親族、担当行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、ケアマネージャー、MSW、PSW、消費者被害相談員、民生委員、知人等、本人を良く知る関係者
- 検討内容 ⇒ 課題の整理確認、権利擁護支援の必要性、権利擁護支援のツールの検討、親族関係・生活状況、財産状況の確認(首長申立ての場合は、参加した行政担当者が課長へ報告、内部で検討し決裁を行う)
 - 成年後見審判申立て審査会(日進市のみ)：福祉部長・地域福祉課長・介護福祉課長・担当者により、課題の確認・整理、市長申立ての可否、候補者の検討

受任調整会議

適正運営委員会

- 開催頻度 ⇒ 2か月に1回(緊急時はメーリングリストで意見集約、調整、検討)
- 対象 ⇒ 市民後見、法人後見、専門職後見、任意後見
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健所、地域包括支援センター又は障害者相談支援センター、6市町担当課長、行政関係者、事務局センター職員、計20～25名
- 検討内容 ⇒ 法人後見候補者要否の検討、市民後見人ケースの適否の検討、専門職後見人へ依頼する場合の課題の整理

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会で必要と認められた場合に当センターを推薦(※圏域内の法人後見実施機関は当センターのみ)。センターでは申立てを行う全てのケースで本人・親族と面会・アセスメントを行っており、候補者となった場合は改めて本人・親族へ伝え、意向を確認
- 市民後見人 ⇒ 市民後見人分科会にて適当とされた場合に、市民後見人バンク登録者の中から候補者を推薦。市民後見人候補者は、本人との事前面談を行い、双方が合意して申立てに至る
- 専門職後見 ⇒ ケース会議にて専門職後見が妥当と判断された場合、センター設置の「専門職協力者名簿登録制度」の名簿登録者(弁護士28名、司法書士31名)から候補者を推薦。社会福祉士の推薦は、社会福祉士会のばあとなあ受任調整会議に依頼を行い、候補者を推薦。候補者には、申立て前に事前マッチングの協力を依頼して事前面談を実施
- 親族後見 ⇒ 相談時やケース会議等で親族が候補者となる場合の説明および意向を確認。親族後見人選任後は、定期報告書の作成支援や後見事務の随時相談対応等、安心して後見業務ができるよう、サポートについて説明

申 立

**【ケース会議・方針決定会議→専門職の助言が必要な事例は受任調整会議(専門職等)
⇒候補者の推薦】**

※自治体概要 ・面積約222.71km² ・高齢化率35.1% ・中核機関:令和元年4月に直営で整備、同年10月に一部委託へ

受任調整会議までの流れ**ケース会議** (担当者レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 地域包括支援センター、福祉課、介護・福祉関係者、民生委員等 *ケースにより異なる
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議 (部長・課長レベル) 随時

- 検討メンバー ⇒ 市(介護保険課、福祉課、地域包括支援センター(直営))
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)、市長申立ての要否

支援方針の検討や候補者の選定に当たって専門職の助言が必要な場合(例:
法的課題を有する場合、虐待事例 等)

その他

受任調整会議**かがわ後見ネットワーク** 随時

- 検討メンバー ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、福祉関係者等 *ケースにより異なる
※事務局は、県社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉課
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- 法人後見 ⇒ 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会法人成年後見事業検討委員会、または、NPO法人後見ネット
かがわ業務委員会で受任の可否を検討して推薦
- 市民後見 ⇒ (令和2年度に市民後見人の養成を予定)
- 専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、地域の専門職に依頼して推薦

申 立

【ケース会議(専門職の助言が必要な場合は専門職が参加)⇒候補者の推薦】

※自治体概要 ・面積約134.22km² ・高齢化率45.6% ・中核機関：H30年12月に整備（直営＋委託）

受任調整の流れ

ケース会議（方針決定、受任調整を兼ねる。担当者レベル） 随時開催

○検討メンバー ⇒ 介護・福祉関係者、町（健康福祉課、包括）、権利擁護センター、専門職によるアドバイスが必要な事案では、権利擁護センター運営委員会（＝協議会）のメンバーの中から必要に応じて召集等

* 運営委員会・・・ 直営（町に事務局）、委員（弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、町住民生活課長、社会福祉協議会事務局長）：計7人

○検討内容 ⇒ 親族、財産状況等の情報共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用可否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、候補者の選定）等

候補者の推薦

○法人後見 ⇒ 町社協の法人成年後見事業運営委員会にて受任可否について協議

○市民後見 ⇒ 養成未実施（関係者との協議を踏まえ、令和3年度頃から必要に応じて実施予定）

○専門職後見 ⇒ ケース会議の開催前後に地域の専門職に受任の可否を打診し、推薦に至る

○親族後見 ⇒ ケース会議の開催前後に親族の受任に対する意向を確認。親族に、権利擁護センターの後見人へのバックアップ（報告書作成支援等）機能について説明し、受任に対する不安の解消に努める

町長申立が適当となった場合

それ以外の場合

本山町成年後見制度町長審判請求審査委員会（課長レベル） 随時

○検討メンバー ⇒ 健康福祉課長、同課長補佐、住民生活課長、同課長補佐

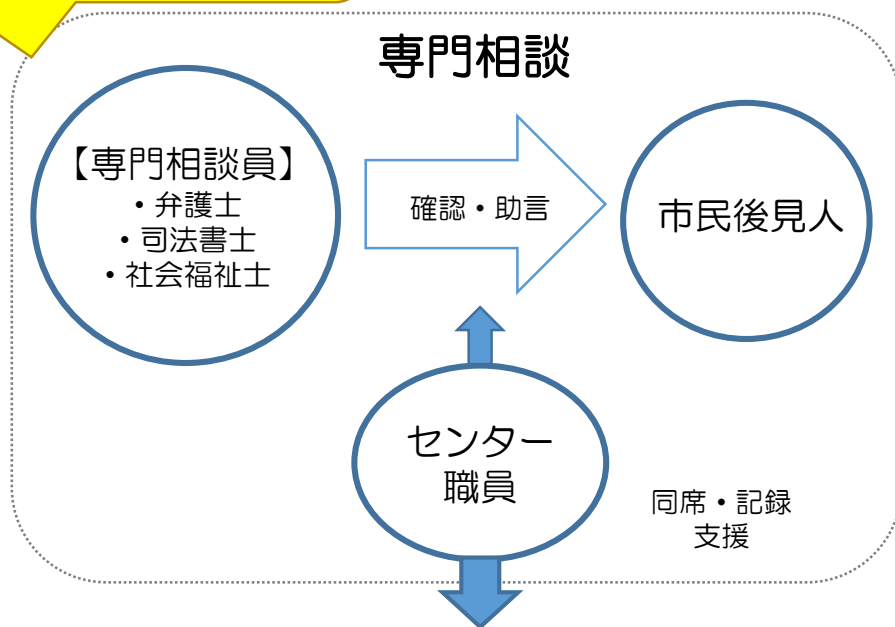
○検討内容 ⇒ 町長申立ての可否

申 立

専門相談等による市民後見人の支援を実施している例 (大阪市社協・大阪市成年後見支援センター)

センターが専門職を雇い上げる
ことで(週2回)、市民後見人が専
門職に無料で気軽に相談でき、
効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民
後見人リーフレット・緊急連絡先)

※親族後見人相談会の開催等により、親族後見人等
に対する支援も実施

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

* その他、課題が生じた時に必要に応
じて専門相談を実施

後見人の相互交流等の取組を実施している例 (三重県伊賀地域(伊賀市・名張市)福祉後見サポートセンター)

「後見人のつどい」

- 平成20年より、年2回開催。1回につき、20名程度が参加
- 親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加
- 助言者として、法律職(弁護士)、福祉職(社会福祉士)(いずれも伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員)、家裁書記官(オブザーバー)が参加し、より専門的な内容にも応対
- 後見事務に関して助言を受けることのほか、参加者の相互交流により、「ひとりではない。仲間がいる」ことを感じ、孤独と不安が少しでも軽くなることを主旨とする
- 「つどい」における話題の例(親族後見人等の発言から)

- ・ 役所の窓口で手続きをしようと思ったら、後見人である証明が必要と言われたが、どうしたらいいか(登記事項証明書のことを知らなかった)
- ・ (高齢等の理由で)自分が後見人を続けられなくなったら、どうしよう
- ・ 裁判所に提出する書類が煩雑でわかりにくい
- ・ 裁判所からは、認知症になっても本人の意思は尊重してほしい等と言われたが、正直、どこまで気持ちを考えないといけないのかと悩んだこともある

親族後見人への継続的支援を実施している例 (町田市社協・福祉サポートまちだ)

選任前

- ・ 制度のことを知りたい
- ・ 制度を利用すべきか悩んでいる
- ・ 金融機関や病院等から制度の利用を勧められた
- ・ 申立書類の書き方、必要書類の取り寄せ方が分からない

選任後

- ・ 家裁に相談する前に、専門家からアドバイスを受けたい
- ・ 後見業務について確認したい
- ・ 家裁に提出する書類のチェックをしてほしい
- ・ 後見業務について、誰に相談すればよいか分からない

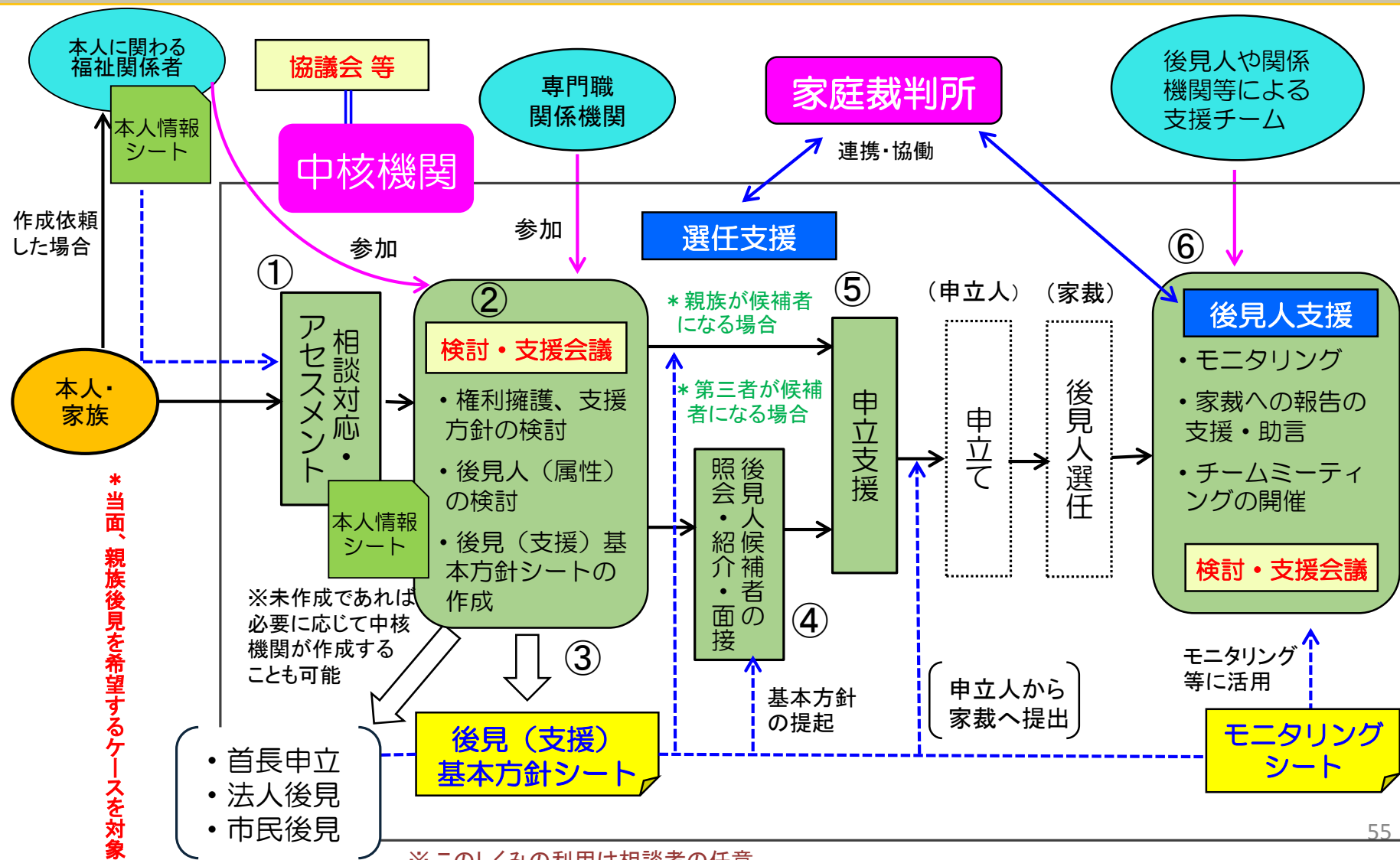
親族後見人

選任前後を通じた継続的な支援

- 個別相談や親族後見人相談会・連絡会による相談・連絡対応
- 連絡先等を教えていただき、関係が途切れないように工夫（任意）
 - ・ 定期的なアンケートの実施（申立てを行ったか、継続した支援を希望するか等）
 - ・ 定期的に情報提供や相談が受けられるよう、チラシ等による継続した案内

後見人支援の事例4

地域と家裁の連携による新たな選任・利用支援のしくみ ～親族後見を含めた、よりふさわしい後見人を選任・支援するための取組～ (東京都・東京都社会福祉協議会)



市町村計画策定の手引き

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村 成年後見制度利用促進基本計画 策定の手引き

平成 31(2019)年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

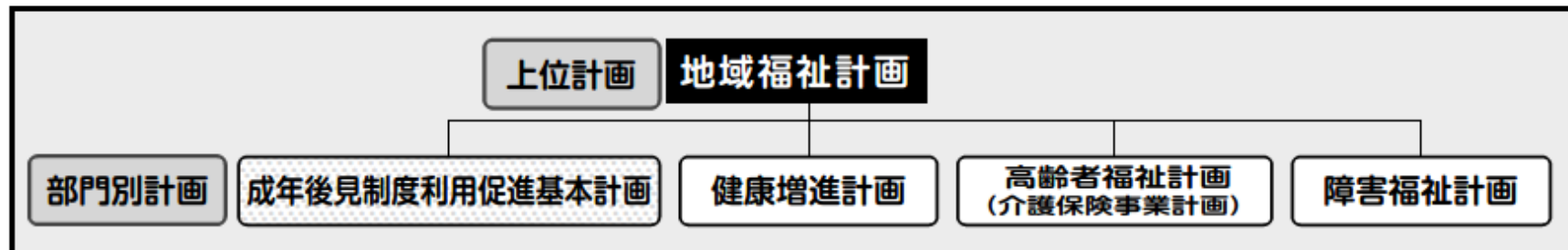
- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に
基づく**市町村計画策定のための手引き**
- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを説明
- 協議会設置要綱等の参考資料も掲載
- 成年後見制度利用促進室のホームページに掲載

効果的に計画を策定するためのポイント – I 計画策定のための準備 –

I 計画策定のための準備	計画策定のプロセス	ポイント
	担当課の決定	□ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる □ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう
	スケジュールの決定	□ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える □ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする
	現状の確認	□ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる □ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的 □ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する
	課題整理	□ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する □ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる □ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる
	計画策定メンバーの決定	□ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる □ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる □ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

市町村計画の2つのパターン

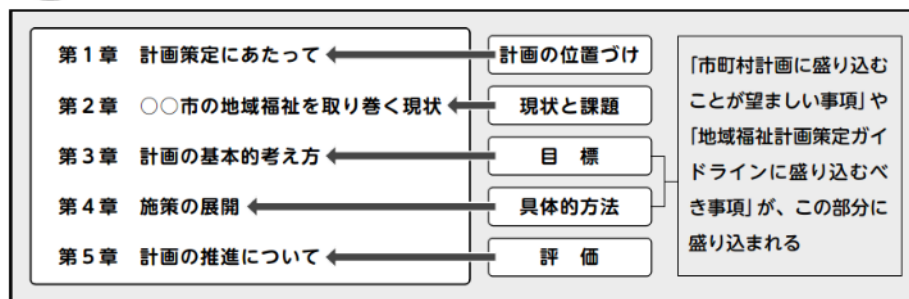
例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



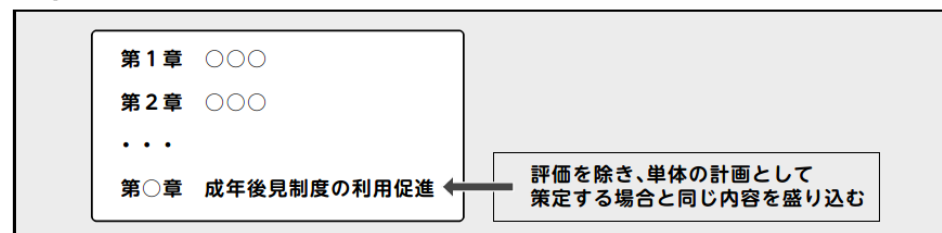
例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



「市町村計画策定のための手引き」p.24

市町村計画の例1 【部門別計画として**単体で策定する場合のイメージ**】

1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

（1）現状 「市町村計画策定のための手引き」p.36参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

（2）課題 「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

3 今後の取組 事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

（1）本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

（2）中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

（3）助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価 「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「〇年度に、【〇〇市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

都道府県に期待される役割

地方公共団体の役割等 (成年後見制度利用促進法)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(市町村の講ずる措置)

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第二十四条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

都道府県の役割

(成年後見制度利用促進基本計画)

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
 - また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
 - 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
- その際、家庭裁判所(本庁・支部・出張所)との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。

- ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。

都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。

- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

○ さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

都道府県の役割及び取組について

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、
都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社会福祉協議会、専門職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まない自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体
との連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

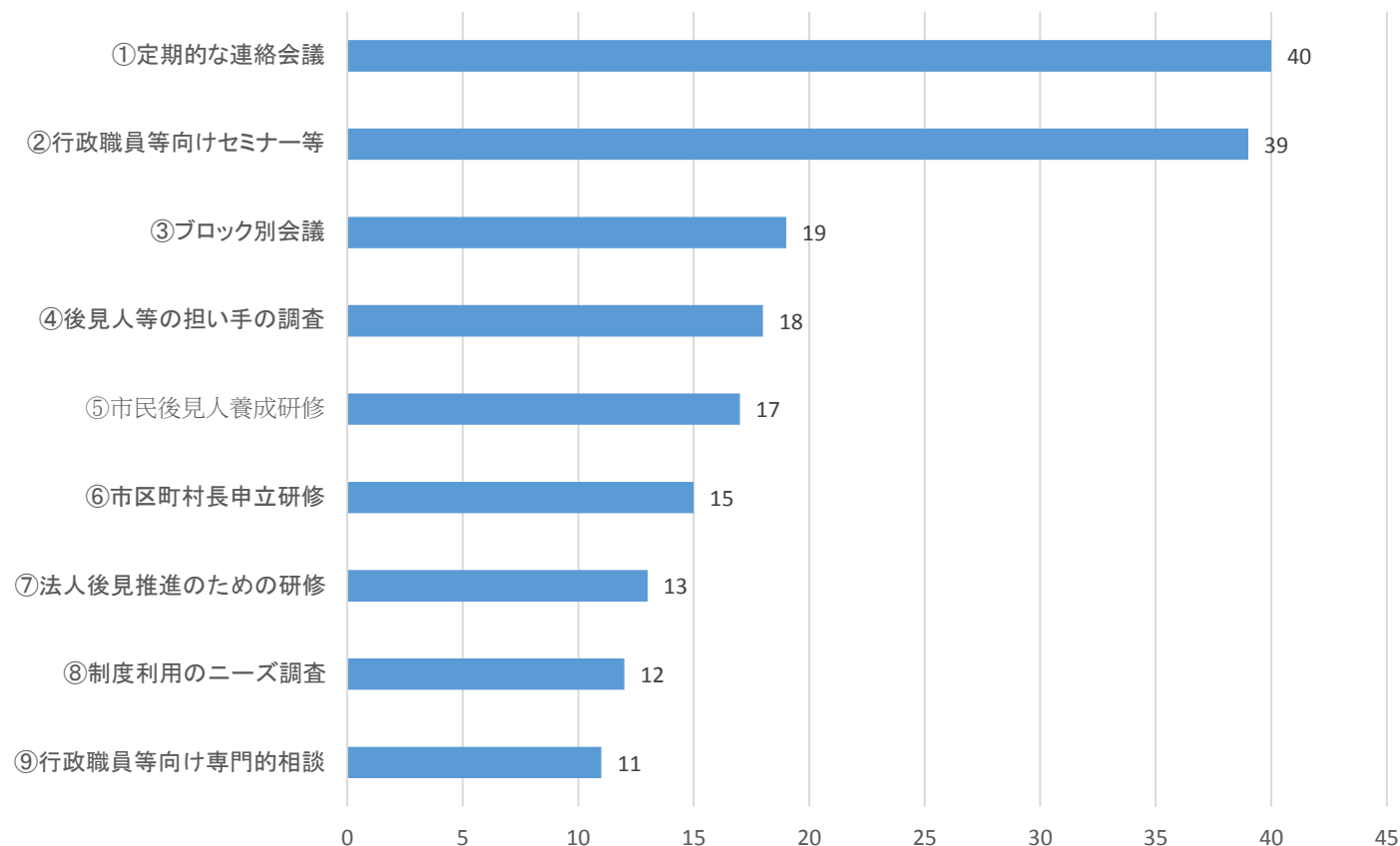
市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

市町村職員や
中核機関職員等
の研修

(参考) 都道府県における体制整備に向けた取組状況

都道府県における体制整備に向けた主な取組状況(平成30年10月1日時点)



※平成30度中に実施予定の都道府県を含む。

※「②定期的な連絡会議」とは、成年後見制度の利用促進に関して専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等と行うもの。

「③ブロック別会議」とは、一定の圏域ごとに広域的なネットワークや中核機関の整備等を図るために開催するもの。

※「④後見人等の担い手の調査」及び「⑧制度利用のニーズ調査」については、平成30年度(予定を含む)までに実施した都道府県数を計上。

事例① 広域での整備が考えられる市町村への働きかけ (宮崎県・宮崎県社会福祉協議会)

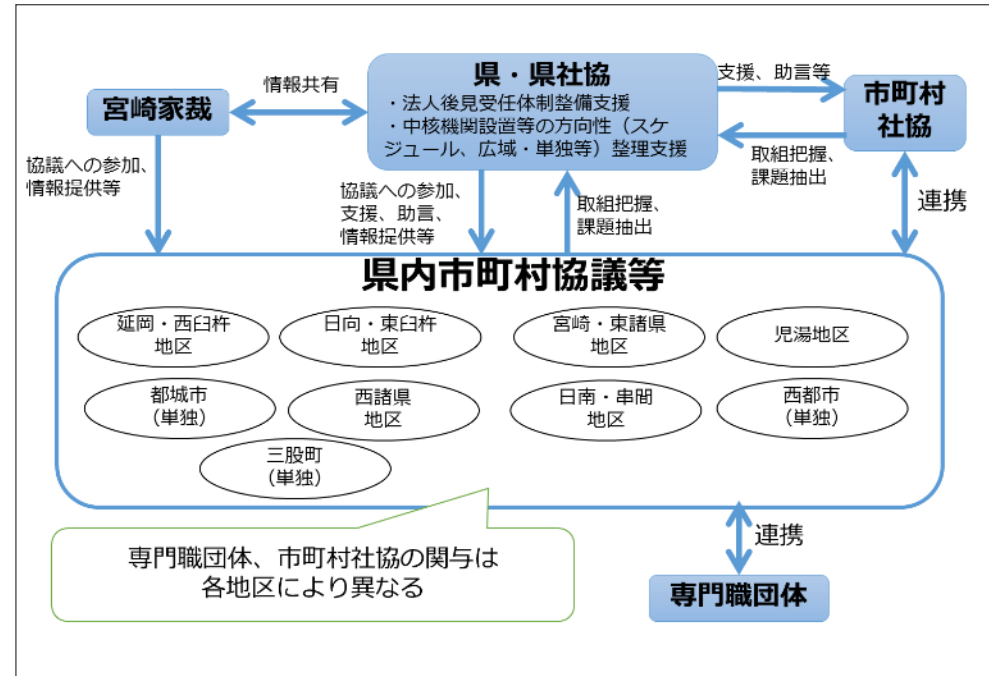
県職員が地域別の検討会議に参加し、成年後見制度利用促進の体制整備に向けた働きかけ

概要

県職員が地域別の検討会議にオブザーバー参加し、以下の支援を行う。

- ・県内市町村の取組状況報告
- ・成年後見制度利用促進法、国基本計画の説明
- ・先進地の取組、フォーラム等の情報提供
- ・その他提案、助言、相談対応等

※検討会議は、市町村が主催し、専門職団体、学識経験者、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所等が参加する場合もある。



Point!

県から市町村への丁寧な働きかけ

- ・県職員が地域別のすべての検討会議（H30実績：各地域別検討会議2～4回、計15回）に参加し、中核機関整備の必要性を働きかけるとともに、メールにより管内市町村の検討状況や取組について随時情報提供している。
- ・検討が遅れている自治体に対しては、個別の助言や、他の地域の検討会議への傍聴を呼びかけ、学ぶ機会を提供している。

取組効果

- 地域ごとの成年後見制度利用促進に向けた取組の方向性（スケジュール等）の具体化
- 広域整備に向けた関係市町村の認識の共通化
- 法人後見実施市町村社協の増加

事例② 市民後見人育成・活動支援機関の広域的な整備 (静岡県・静岡県社会福祉協議会)

**市民後見人育成・活動支援機関
（＝成年後見実施機関）の立ち
上げと体制整備支援**

概要

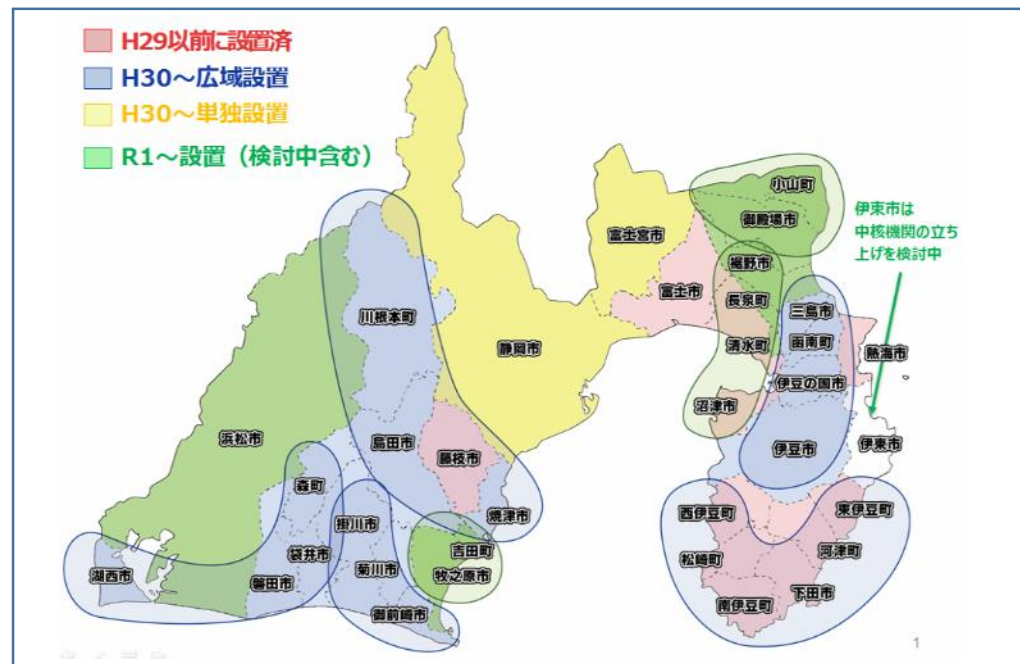
成年後見制度等の権利擁護が必要な人の 県内ニーズ把握（H26年度 成年後見制度に関する実態調査）により、担い手確保の重要性を認識。

これを踏まえ、静岡県・静岡県社会福祉協議会が共同で、市町に対して市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、地域の実情に応じた広域的な体制づくりを推進。

平成29年度から全県域に拡大。



- ・ 県と県社協が共同で取り組み、働き掛けすることで、市町と市町社協、市町間の連携がスムーズ
- ・ 広域連携することで、効率的・効果的に研修等の実施が可能



- **実施機関設置** 34市町（全35市町中）
月時点 R1.9
- **広域連携による市民後見人育成体制の整備⇒中核機関化へ連動**
- **市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修等、継続的な育成体制**

事例③ 県単位での成年後見制度利用促進協議会の設置 (埼玉県・埼玉県社会福祉協議会)

埼玉県成年後見制度利用促進協議会の設置

概要

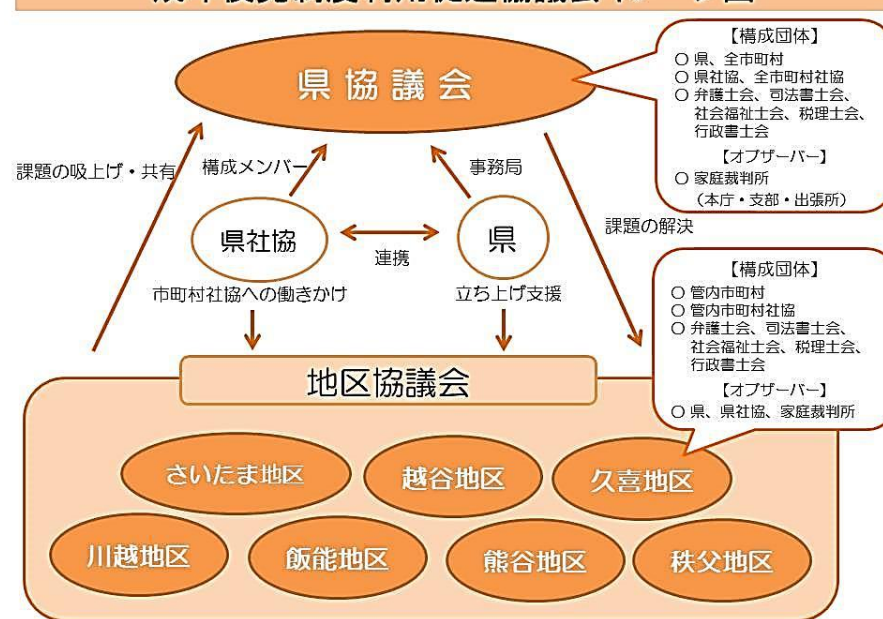
地区単位での成年後見制度利用促進の体制整備を目指し、平成30年5月に、県全体の協議会及び家庭裁判所の支部（7地区）ごとの地区協議会を設置。地区協議会は、市町村、市町村社協及び専門職団体で構成し、県、県社協、家裁がオブザーバーとして参加。

Point!

地区協議会の事務局担当市町村に対し運営支援を実施

県及び県社協と一緒に地区協議会の運営支援（協議会の進行方法、資料作成支援等）を行っている。また、社協や専門職団体、家庭裁判所に対し協力依頼を行い、事務局市町村の負担軽減につながる工夫もしている。

成年後見制度利用促進協議会イメージ図



取組効果

- 行政職員が取組の必要性を認識
- 取組の促進（担当部署の決定、組織内での説明材料の共有）
- 専門職団体、行政及び社協との顔の見える関係性の構築

事例④ 専門職の「地域担当制」による支援体制の構築 (香川県・香川県社会福祉協議会)

権利擁護に関わる専門職 団体ネットワークとの連携

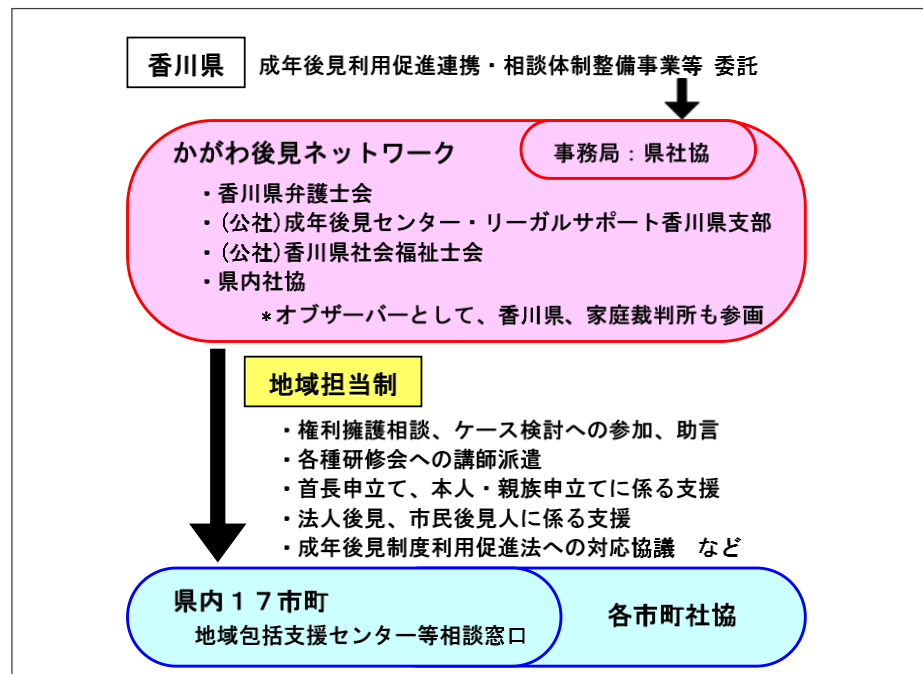
概要

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職団体と県内社協とで組織する任意団体「かがわ後見ネットワーク」(事務局=県社協)が、平成24年度に専門職の地域担当制を導入。専門職による無料相談会や研修会やケース検討会議等への専門職の派遣、県全体の市民後見人等の人材養成の取組を強化。

Point! 市町、社協等と専門職が繋がる 体制づくり

市町、社協等で受ける権利擁護相談やケース検討に適宜参加し、専門的立場から助言等をしている。

また、専門職と市町、地域包括支援センター、社協等職員とが顔の見える関係を築くため、権利擁護に関する圏域毎の連絡会議を毎年開催しており、現在は、各市町、圏域での成年後見制度利用促進法への対応についても協議している。



取組効果

- 市町、社協等との専門職との連携による権利擁護事案への的確・迅速な対応の実現

事例⑤ バックアップセンターによる総合的支援体制の整備 (北海道・北海道社会福祉協議会)

北海道成年後見制度推進 バックアップセンターの開設

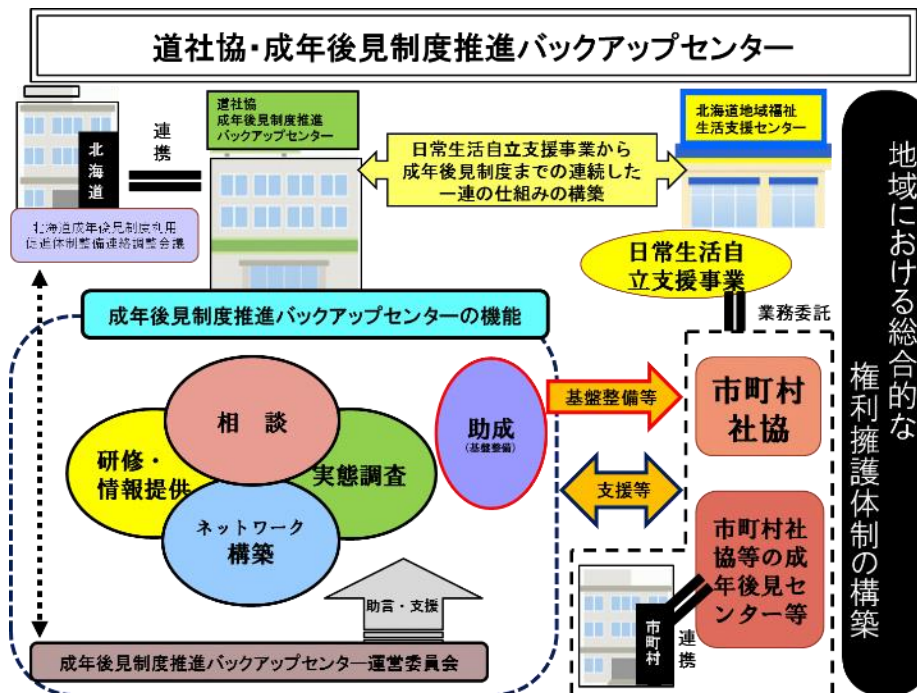
概要

北海道社会福祉協議会は、北海道と連携し、中核機関の設置や地域連携ネットワーク、法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や市町村等からの相談に応じるとともに、関係機関等の連絡会議や専門職・担い手の研修、実態調査や情報提供、助成事業など、総合的な支援を一元的に実施する「成年後見制度推進バックアップセンター」を令和元年6月に開設。

Point!

道全体の権利擁護支援体制の 整備とバックアップを目指す

北海道と道社協バックアップセンターが、共通の議題について合同会議を開催し、今度の取組や支援方法の共通認識を図っている。具体的支援においても、合同会議の方向性に基づき、道内14エリア単位の北海道（振興局）や道社協（地区事務所）、関係機関の支部組織が連携して関わる仕組みを進めている。



取組効果

- 道本庁と道社協が一体的に取組み方策を検討し、緊密に連携して体制整備に向けた支援を実施することにより、市町村及び市町村社協による権利擁護体制の整備を推進
- 専門職不足などの地域課題の相談から解決までワンストップによる総合的支援を実施

制度の運用改善に向けた取組・検討状況

- 診断書の見直し(H31.4～運用開始)
- 後見人等の意思決定支援
- 適切な後見人の選任と報酬
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(R1.5)
- 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金
- 欠格条項の見直し(R1.6成立)

成年後見制度における診断書の改定及び本人情報シートの作成について

成年後見制度利用
促進専門家会議
(31.3.18)
最高裁提出資料

改定の経緯

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、診断書の書式を改定し、本人情報シートの書式を新たに作成

診断書書式の改定ポイント

判断能力についての意見欄の見直し → 意思決定支援の考え方を踏まえた表現へ変更
判定の根拠を明確化するための見直し → 精神上的の障害の有無と程度を具体的に記載できるよう変更

本人情報シートのポイント

作成者

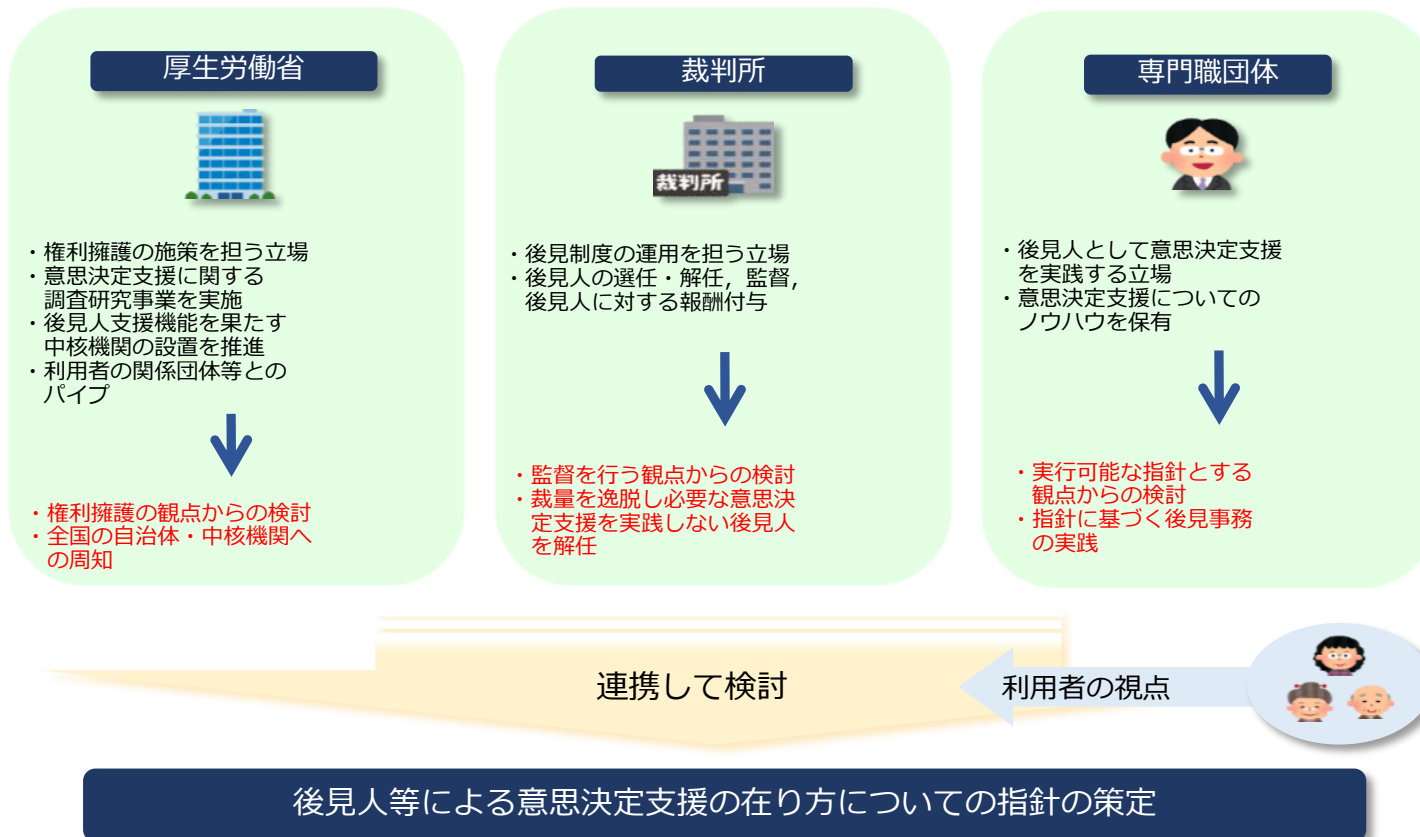
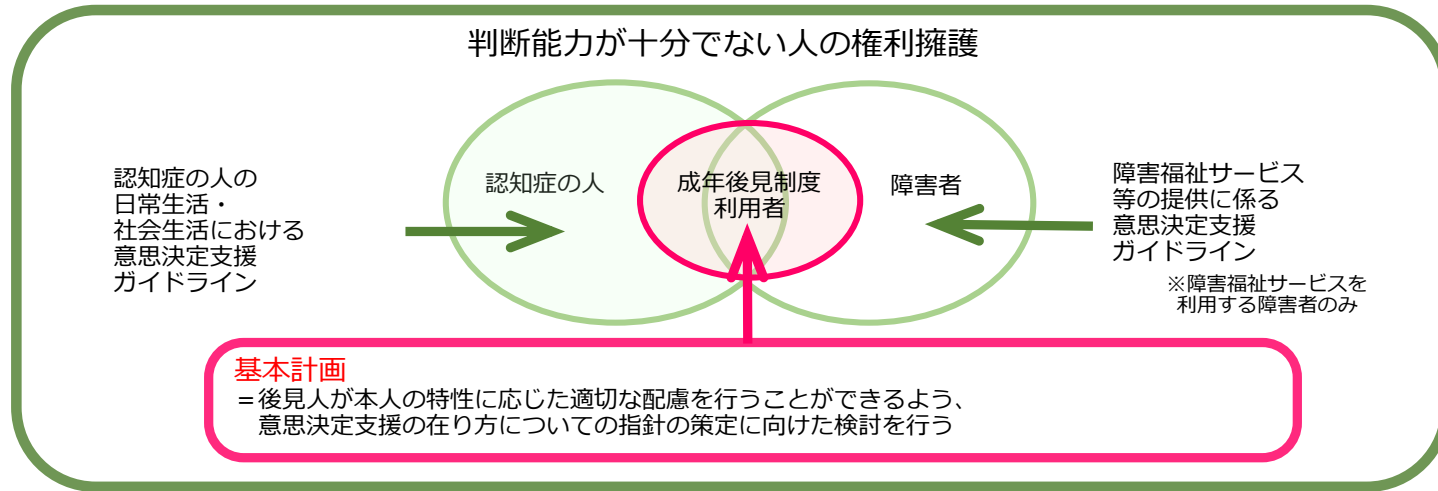
職務上の立場から、本人の生活全般について福祉の面で支援されている福祉関係者が作成

活用方法

- 医師の診断の補助資料
- 裁判所の審判の資料
- 後見等の手続開始前：中核機関における支援内容の検討資料
- 後見等の手続開始後：後見人を含むチームでの方針検討や見直しの資料

運用開始に向けて

- 「成年後見制度における診断書作成の手引」，「本人情報シート作成の手引」も作成
- 平成31年4月からの運用開始に向けて準備中



成年後見人等に係る意思決定支援の研修の在り方等に関する研究事業
(令和元年度 社会福祉推進事業)

事業名	被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を研究する事業
課題の趣旨	成年後見利用促進基本計画を踏まえ、被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、 <u>チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を研究する。</u>
事業内容	① 本人（被後見人、被保佐人、被補助人）が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下で本人の意思を汲み本人の財産を本人の利益や生活の質の向上のために積極的に活用しり身上保護を行ったりする取組を全国的に進めるための研修の在りについての検討 ② 成年後見人等が意思決定支援を踏まえた事務を行う上で、「意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドライン（大阪意思決定研究会）」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定ガイドライン」等それぞれの具体的な活用方法などについての検討

基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

資料1-①

基本計画 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善



本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

各家庭裁判所



選任

各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

報酬

各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討
各地の専門職団体等と意見交換

運用に反映

各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

本年1月
議論の状況を
情報提供

最高裁判所



平成30年6月～ 専門職団体※との間で議論

※日弁連、日司連、リーガルサポートサポート、日本社会福祉士会

選任

最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方 資料1-②

- ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任
 - ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
 - ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
 - ・親族等候補者に適格があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任
- ② 中核機関による親族後見人支援の必要性
 - 中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討
- ③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し
 - 本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

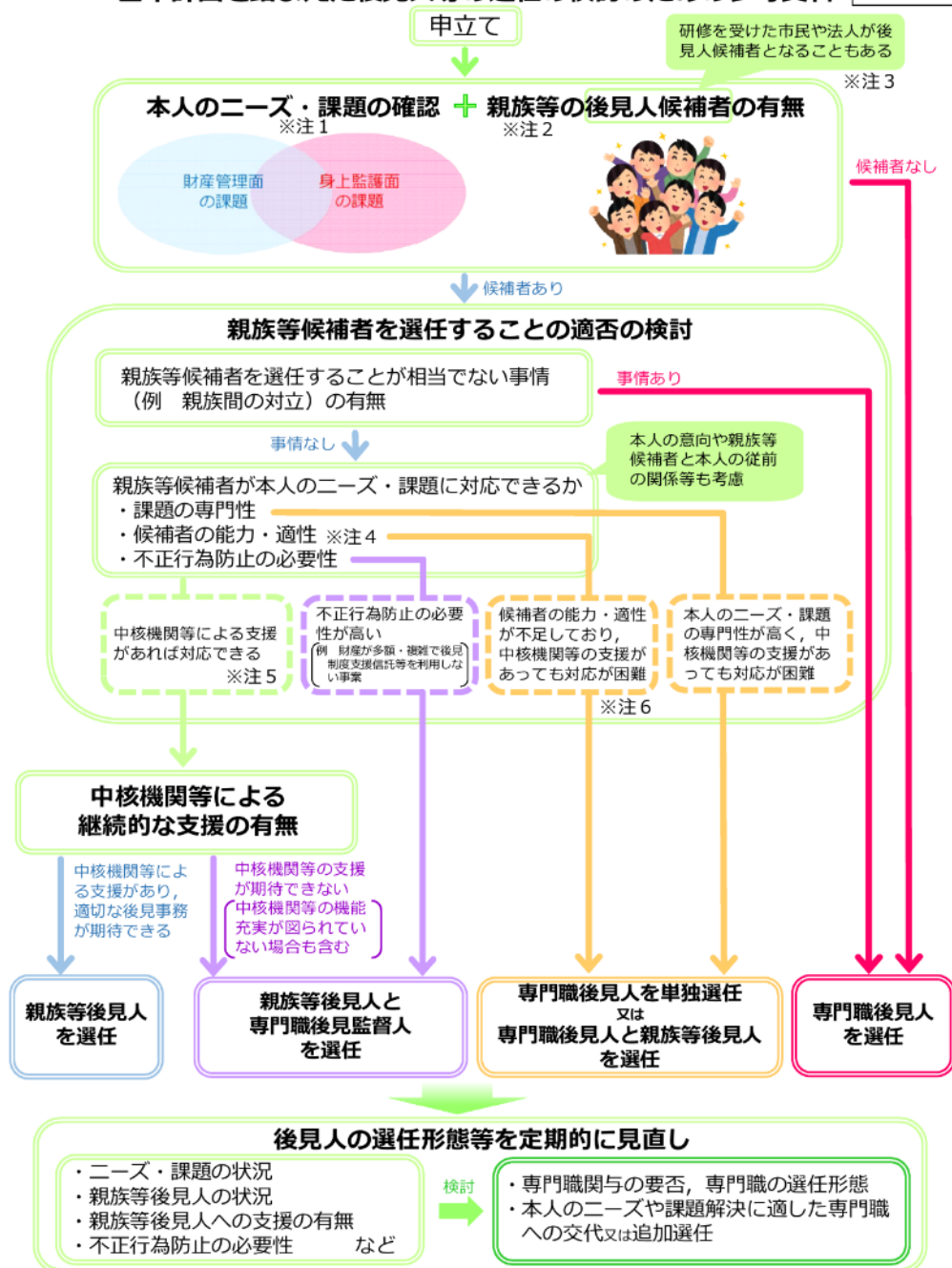
報酬

最高裁において検討のための参考資料を作成 資料1-③
専門職団体は意見を提出

報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠 など

基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料

資料 1-②



資料 1-③

基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料

- ・主要な後見事務を「基本的事務」と「付加的事務」に分けて整理
- ・具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に考慮して判断

基本的事務 …すべての事案において行うべき後見事務

付加的事務 …必要に応じて行うべき後見事務

時期	主な後見事務	事務の具体的な内容の例	事務の難易度等を検討する際の考慮事項の例
1 初期 開始から 初年度まで	財産管理事務	本人財産の調査と財産管理上のニーズ・課題の把握 財産目録の作成 金融機関等への後見人届出 財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	・本人・親族からの財産の引越ぎ ・郵便物等の確認、金融機関等への届出 ・金融機関や役務者等への届出 ・定期報告までの方針決定
	身上監護事務	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握 身上監護の基本的方針決定	・本人・親族との面談 ・医師・福祉関係者等からの聴取 ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定
	報告事務	後見事務報告書 (初年度) の提出	・提出の遅延、添付書類不足
			・債権や収支が複雑 ・本人や親族等の意向調整が困難 ・親族間の対立調整が必要
2 継続中 初年度二から 終了まで	財産管理事務	財産の継続管理 財産管理の基本的方針決定 後見財産支援機関・支那資金の契約 不動産管理売却 遺産分割協議	・現金や預貯金の管理と記録 ・不動態の維持管理、固定資産税の支払等 ・定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更
	身上監護事務	本人の心身・生活状況の把握 身上監護の基本的方針決定 介護保険に関する手続 施設入所検討	・定期的な本人との面談 ・医師・福祉関係者等からの聴取 ・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・心身の状況に変化があった場合の方針変更 ・介護保険認定の申請・更新・内容の変更など
	報告事務	後見事務報告書 (定期) の提出	・提出の遅延、添付書類不足
			・債権や収支が複雑 ・本人や親族等の意向調整が困難 ・親族間の対立調整が必要
3 終了時	財産管理事務	事件終了の関係機関等への通知 管理計画 親族への財産引渡 火葬・埋葬の契約 外債契約	・引越が困難 ・後見人が親族 ・葬儀を主催
	報告事務	後見事務報告書 (最終) の提出	・提出の遅延、添付書類不足

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 平成30年に鑑定を実施したものは全体の約8.3%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること(P23～27)

(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用(P23・24)

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂 厚生労働省)の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割(P25～27)

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

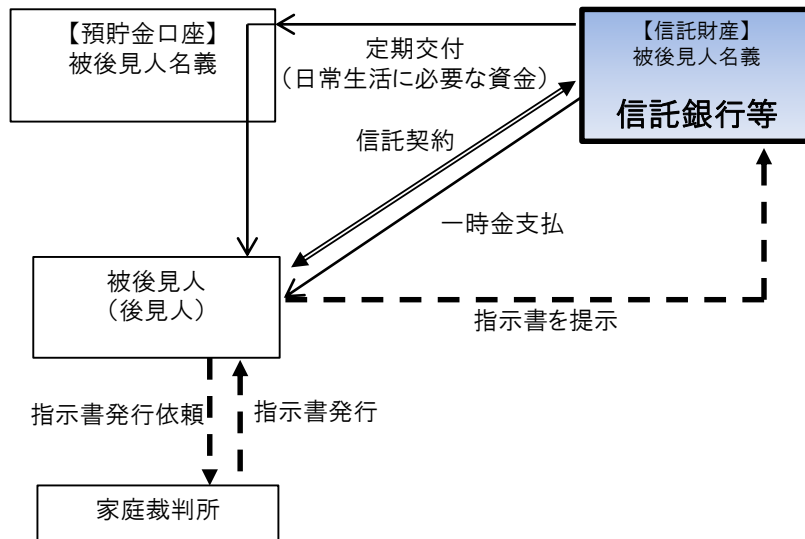
- | | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| ① 契約の締結等 | ② 身上保護(適切な医療サービスの確保) |
| ➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い | ➢ 本人の医療情報の整理 |
| ③ 本人意思の尊重 | ④ その他 |
| ➢ 本人が意思決定しやすい場の設定 | ➢ 親族への連絡・調整(親族の関与の引き出し) |
| ➢ 本人意思を推定するための情報提供等 | ➢ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、死亡時の遺体・遺品の引き取り |
| ➢ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供 | |

※ 医療機関は成年後見人等に同意書へのサインを強要することがないように注意。医療機関が成年後見人等に説明を行った旨の事実確認を残したい場合の対応方法も明示。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム

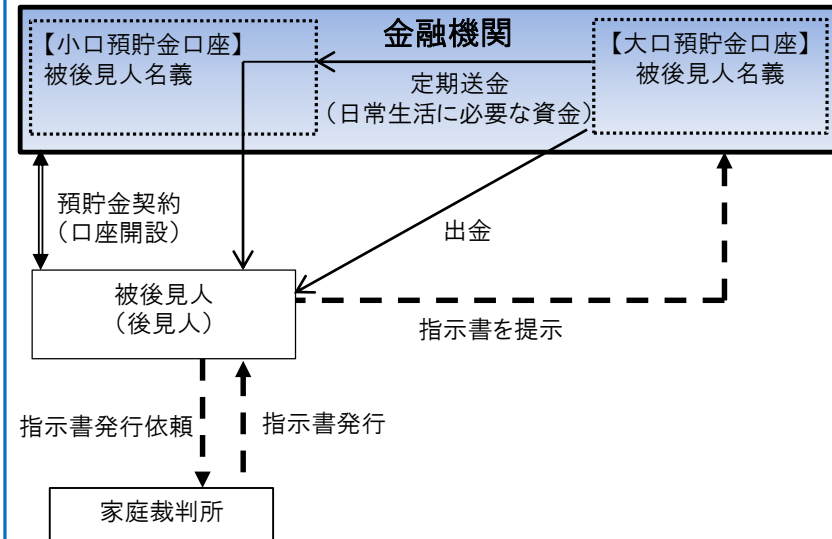
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

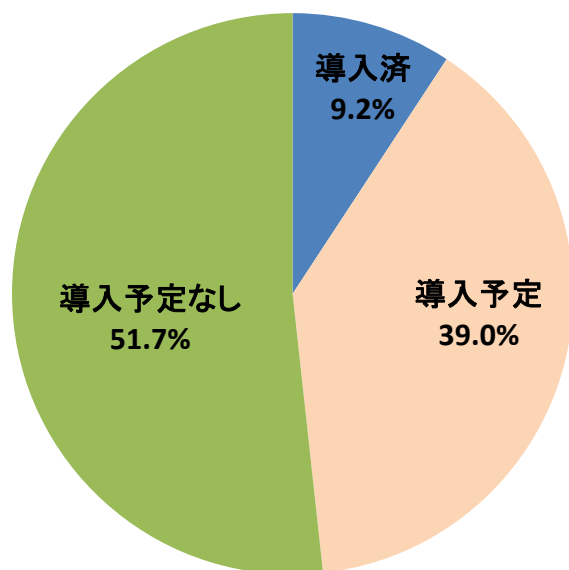
- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



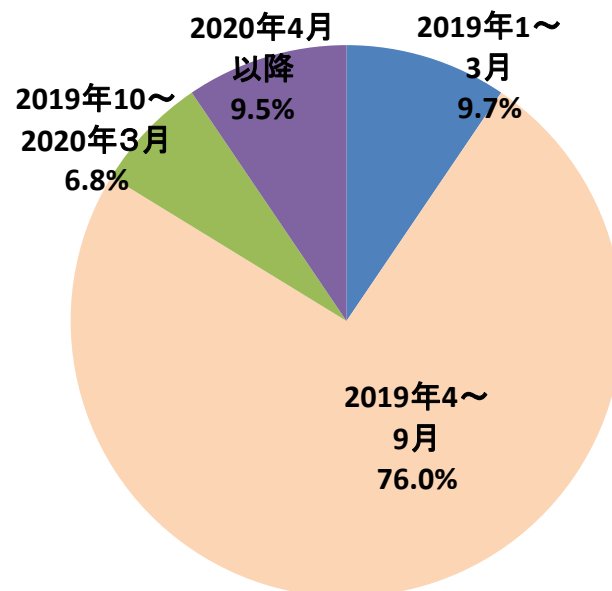
導入状況

- 2018年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関は、全金融機関のうち約9%に当たる123金融機関となっている。【図表1】
- また、支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関は、全金融機関のうち約39%となり、導入済の金融機関と導入を予定する金融機関を合わせると、全金融機関のうち約48%となる(※)。【図表1】
(※) 支援預貯金を導入済又は導入を予定する全ての金融機関において家庭裁判所の指示書スキームを導入（予定）。
- なお、支援預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定している。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況(2018年12月末)



【図表2】導入予定時期



成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】 ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日

②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月

③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月

④上記により難しい場合⇒個別に定める日 ※建築士法：令和元年12月1日

日常生活自立支援事業

令和2年度予算案：生活困窮者自立支援法等関係予算487億円の内数

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(平成30年度末現在の基幹的社協等は1,401カ所)
(補助率)1/2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。(平成30年度末実利用者数は54,797人)

<援助内容>

① 福祉サービスの利用援助

② 苦情解決制度の利用援助

③ 住宅改造、居住家屋の賃借、

日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数 (人)	23,154	13,143	15,558	2,942	54,797
	42.3%	24.0%	28.4%	5.4%	100.0%

最後に

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性が高まっていく状況。
- このため、基本計画を踏まえ、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築を図っていくことが喫緊の課題。
- 都道府県におかれては、基本計画に係るKPIを踏まえ、2021年度末(令和3年度末)までに、全ての市区町村において中核機関の整備や市町村計画の策定が図られるよう、家庭裁判所や県社会福祉協議会、専門職団体と連携し、都道府県体制整備アドバイザー事業の活用等により、広域的な観点から管内市区町村における体制整備の支援をお願いする。
- 現在、基本計画の中間検証を行っているところであり、今後の中間検証結果を踏まえて更に取組を推進してまいりたい。